

## 議案第 85 号

### 宇部市水道事業会計の剰余金の処分の件

下記のとおり令和 4 年度宇部市水道事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

宇部市長 篠崎圭二

#### 記

##### 未処分利益剰余金の処分

(1) 令和 4 年度末残高	9 1 0 , 6 1 2 , 8 5 7 円
(2) 議会の議決による処分数額	7 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
ア 建設改良積立金の積立	2 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
イ 資本金へ組入	5 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
(3) 処分後残高	2 1 0 , 6 1 2 , 8 5 7 円

## 議案第 8 4 号

### 宇部市下水道事業会計の剰余金の処分の件

下記のとおり令和 4 年度宇部市下水道事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

#### 記

##### 未処分利益剰余金の処分

(1) 令和 4 年度末残高	7 0 8 , 1 2 0 , 0 7 1 円
(2) 議会の議決による処分数額	6 4 9 , 0 0 0 , 0 0 0 円
ア 建設改良積立金の積立	3 5 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
イ 資本金へ組入	2 9 9 , 0 0 0 , 0 0 0 円
(3) 処分後残高	5 9 , 1 2 0 , 0 7 1 円

宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業「事業者選定委員会（第1回）」

日時：令和5年7月3日(月)14:00～

場所：宇部市役所本庁舎3階

会議室（防災情報センター）

次 第

1. 開会
2. 委嘱式
3. 市長挨拶
4. 委員の紹介
5. 議題
  - (1) 委員長及び副委員長の選出について
  - (2) 芝中ポンプ場再構築事業の概要説明
  - (3) 今後のスケジュールについて
6. 閉会

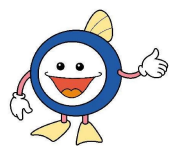
※ 選定委員会終了後、芝中ポンプ場および東部浄化センターへ移動し現場視察

資料2

宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業事業者選定委員会 名簿

	所属	氏名	ふりがな
	山口大学 工学部社会建設工学科 教授	朝位 孝二	あさい こうじ
	山口大学 工学部社会建設工学科 教授	山本 浩一	やまもと こういち
	徳山工業高等専門学校 土木建築工学科 准教授	段下 剛志	だんした つよし
	一般財団法人 山口県建設技術センター 理事長	今村 政裕	いまむら まさひろ
	宇部市土木建設部長	村上 守	むらかみ まもる

# 芝中ポンプ場 再構築事業の概要

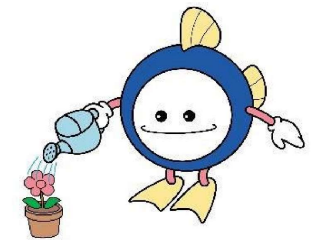


(第1回 事業者選定委員会 説明資料)

令和5年 7月3日

# 目次

1. 宇部市公共下水道事業の概要
2. 芝中ポンプ場の事業概要
3. 官民連携手法
4. 事業スキーム

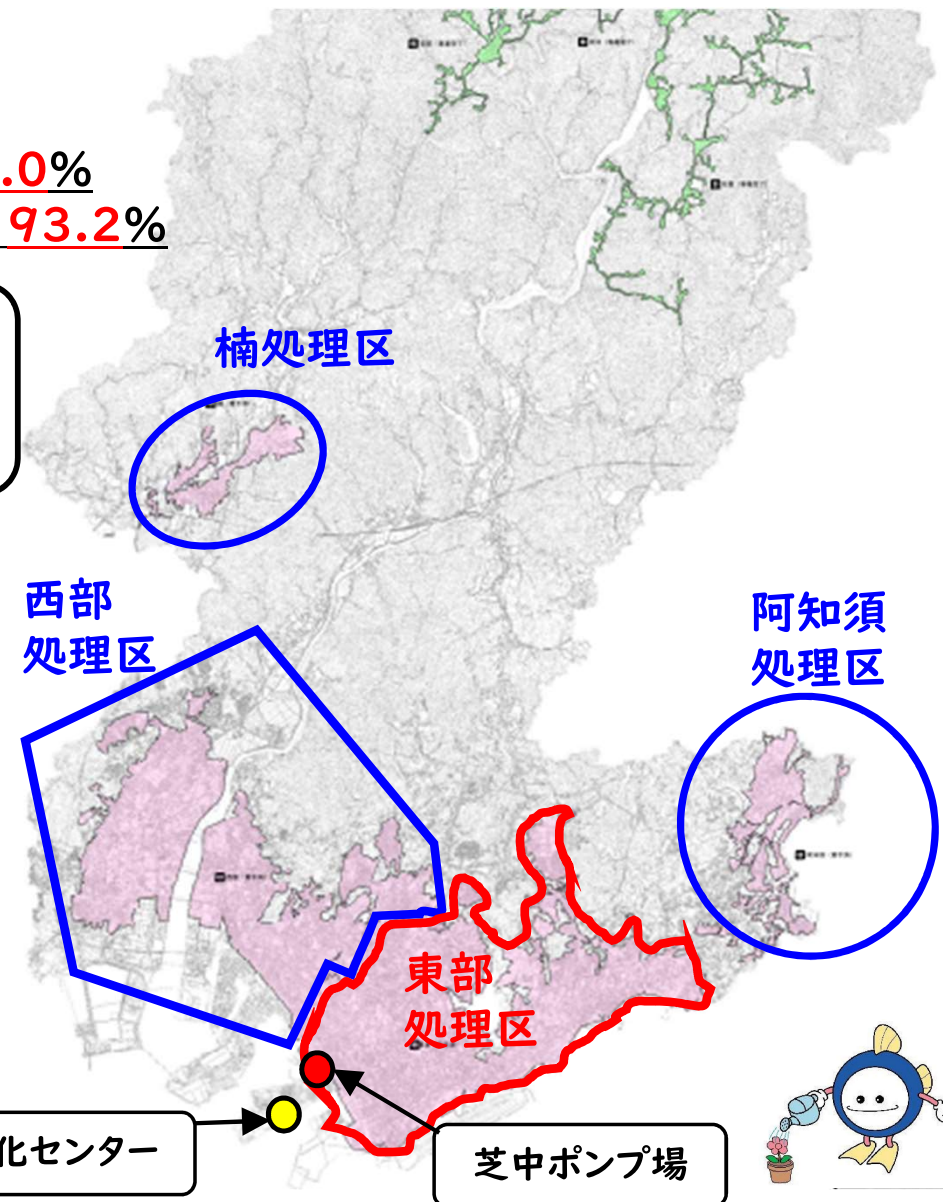


# 1. 宇部市公共下水道事業の概要

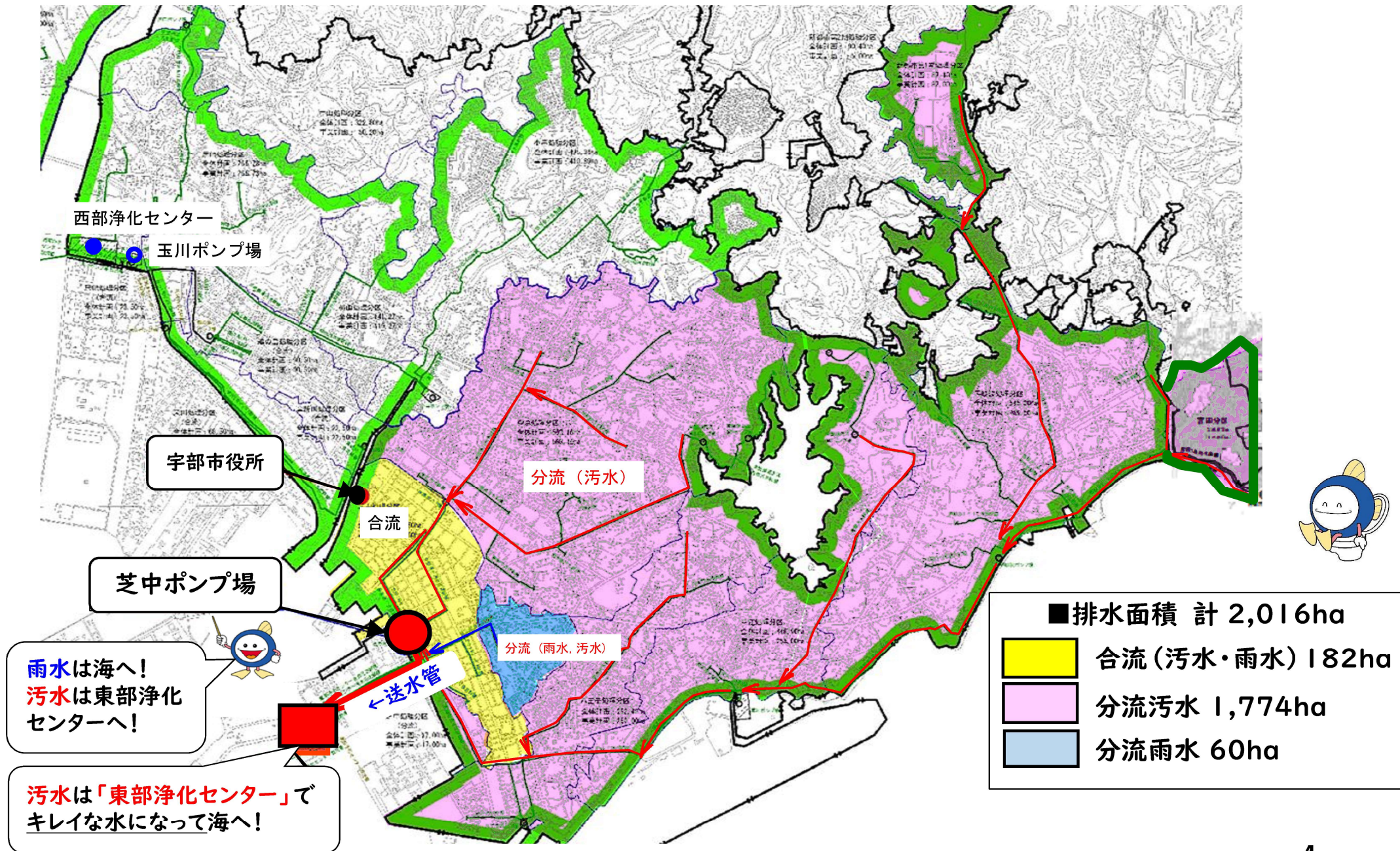
- 事業着手 昭和23年
- 整備状況(令和4年度末)
  - 行政人口 159,608人
  - 処理区域内人口 126,061人 普及率 79.0%
  - 農集・浄化槽を含めた汚水処理人口普及率 93.2%

★現在、汚水処理施設の10年概成を目標に下水道整備を促進。令和8年度末までに汚水処理人口の普及率95%を目指す

- 東部処理区**(市人口4割の汚水処理を担う)  
計画面積2,006ha、計画人口64,700人  
供用開始 昭和37年(61年経過)
- 西部処理区**  
計画面積1,642ha、計画人口49,100人  
供用開始 昭和36年(62年経過)
- 楠処理区**(旧楠町により事業着手)  
計画面積169ha、計画人口2,800人  
供用開始 平成12年(23年経過)
- 阿知須処理区**(旧阿知須町と共同処理)  
計画面積334ha、計画人口7,000人  
供用開始 平成7年(28年経過)



# 2. 事業概要【芝中ポンプ場の役割】





## 2. 事業概要 【芝中ポンプ場の現状】

供用開始

昭和35年（現在、62年以上経過）

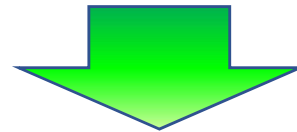
現 状



- ①施設の耐震性能不足や**老朽化**が進行中
- ②芝中ポンプ場から東部浄化センターへの**送水管**も**老朽化**が進行し破損事故も発生…

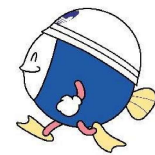
調査結果

老朽化した施設の補強は「困難」と判明…

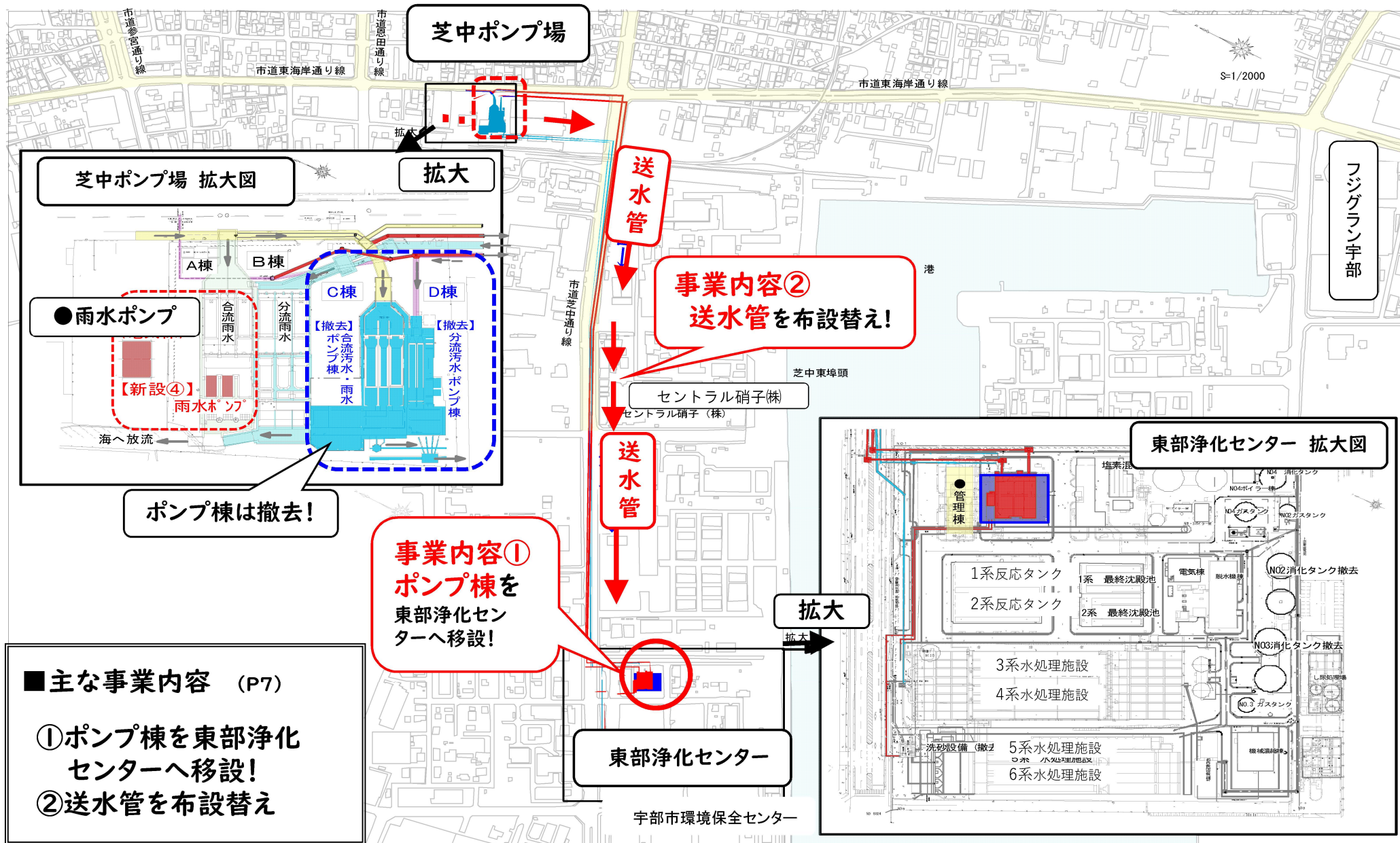


建て替え

が必要



# 2. 事業概要 【平面図】



## 2.事業概要 【事業内容①、②】

汚水ポンプ棟の「建て替え」を検討した結果・・・

**事業内容①** 芝中ポンプ場内の

**「汚水ポンプ棟」**を、東部浄化センター内へ移設します

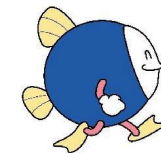
理由：今後、東部浄化センター内の人員で、汚水ポンプ棟を  
一括管理することができるため、**人件費の削減**が可能となる

**事業内容②** 「芝中ポンプ場」と「東部浄化センター」をつなぐ

**「送水管」**を **布設替え**します

理由：ポンプ場の位置変更 及び 老朽化

(供用開始から合流管63年経過、分流通50年経過)



## 2. 事業概要 【事業の特徴】

### 本事業の特徴

- 施設の老朽化により**更新急務** ➡ 工事期間の短縮が必要
- **多額**の費用 ➡ コスト縮減が必要
- 改築は新築より**難易度**があがる ➡ 高度な技術が必要

… 上記理由から、従来手法の仕様発注、分割発注では困難

### 対策として…

民間の「高度な技術力、ノウハウ」や「創意工夫」など  
付加価値が期待できる 「**官民連携手法**」の導入



# 3. 官民連携手法

## 国のガイドライン (国土交通省H29.1)

「事業費総額が10億円以上の下水道施設の整備事業」  
については、◎優先的に官民連携手法を検討する

( ※従来手法と経済比較し、安価な手法を採用 )



# 3. 官民連携手法

宇部市は、将来の下水道経営の課題である「使用料収入の減少」「職員数の減少」、「施設の老朽化」に対し、持続可能な下水道経営を行うため、積極的に官民連携手法の導入に取り組んでいる

## 宇部市の「取組事例」

- ◎ 「玉川ポンプ場」・・・DBO方式により現在、建設中  
コスト縮減や、工期短縮、民間事業者の提案など  
様々なメリットの実績が確認されている
- ◎ 「西部処理区」・・・コンセッション方式の導入を進めている  
長期間にわたり「維持管理」、「設備更新」、「運営」を  
一体的に民間委託
- ◎ ・西部浄化センター  
・楠浄化センター  
・下水道管路施設・・・包括的民間委託 を導入済み  
(性能発注により民間の創意工夫が期待)



# 3. 官民連携手法

## (参考) 玉川ポンプ場DBO事業の評価ポイントと実績について

①建設工事の**コスト縮減** (実績:25億削減)

★VFM 評価 事業者決定後17.3%

②建設工事の**工期短縮** (実績:1年短縮)

様々な  
メリット



③**ICT技術**を活用した維持管理業務の効率化

(実績:降雨予報システムや設備保全システムの導入)

④**ライフサイクルコスト**の低減

(実績:標準耐用年数の2倍以上の機器の採用による長寿命化)

⑤**創意工夫** (実績:管のサイズアップ 計画φ2800 mm ➡ φ3500mm)

雨水の貯留能力アップ!

# 3. 官民連携手法【DB方式導入効果】

## DB方式 (Design Build)

【設計 + 建設】を民間事業者に一括発注

「DB方式」と「従来方式（仕様発注、分割発注）」を比較

### 定量的評価

- ① 事業期間の短縮（試算では3年短縮）
- ② コスト縮減

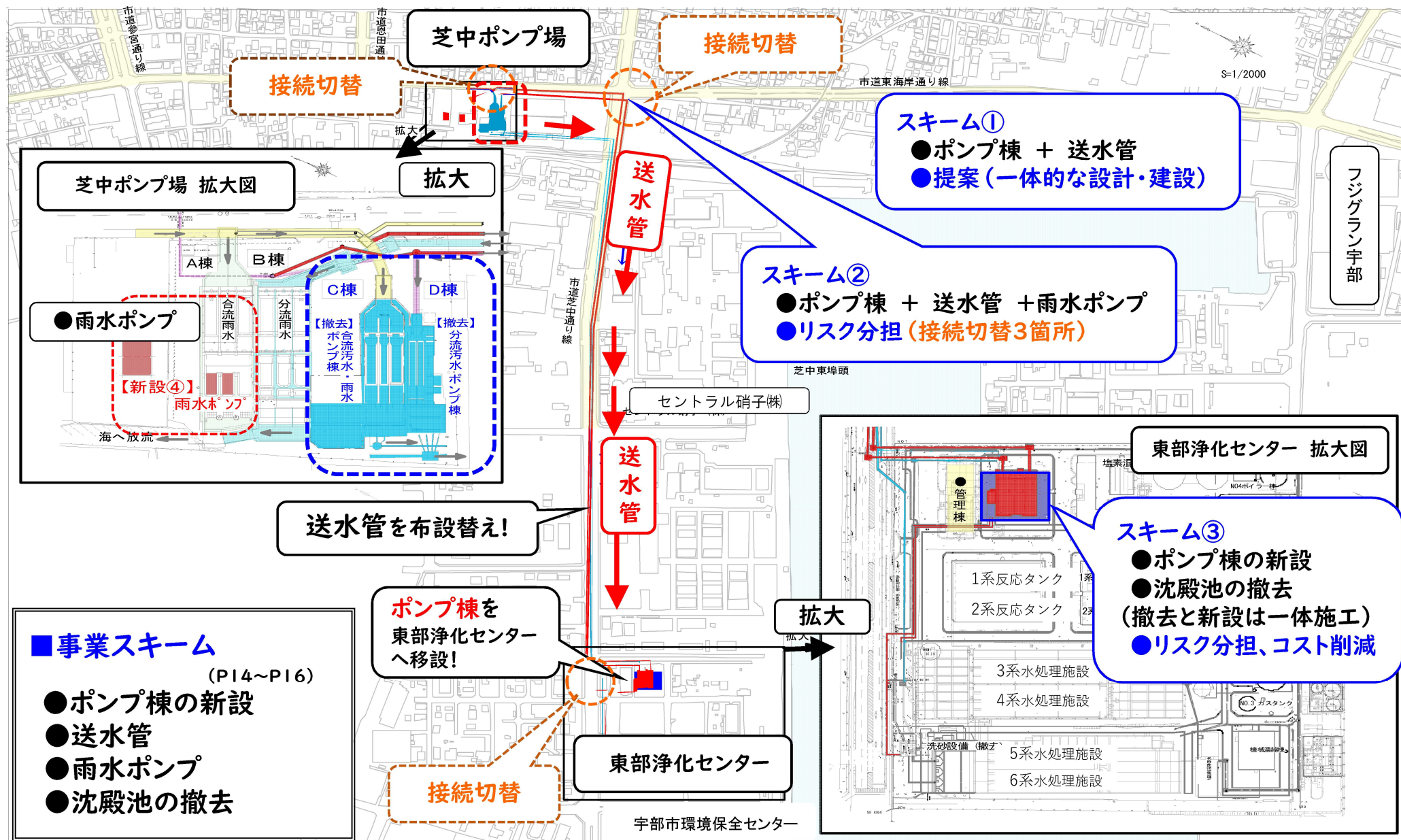
### 定性的評価

- ① 民間事業者の「専門的かつ高度な技術力」や「創意工夫」などの提案（企画・提案型の公募型プロポーザル方式）
- ② 事前に「リスクの想定」及び「責任分担」の明確化を図る（汚水接続切替ミス、事故、業務間の連携ミスなど・・・）
- ③ 一括発注による事業の効率化  
・・・複数工種（土木・建築・電気・機械）の円滑な連携が可能





# 4. 事業スキーム



# 4. 事業スキーム

## スキーム①

### ● 「ポンプ棟」 + 「送水管」 (・・・玉川ポンプ場と同様)

- 送水管の大きさ、深さ、材質等が提案により変化することで、ポンプ棟の深さ、設備も変化する

➔ 一体的な設計、施工による様々な提案に期待

#### 送水管のアイデア

- (例)
- 管のサイズアップ(玉川P場の実績)、ダブル管
  - 管内に水量計、水温計、硫化水素計、酸素濃度計などデータ採取、分析し、運転の最適化を目指す
  - 管の維持管理がメンテナンスフリーになるようなアイデア
  - IOT、ICT、AIの活用



# 4. 事業スキーム

## スキーム②

### ● 「ポンプ棟」 + 「送水管」 + 「芝中雨水ポンプ」

リスク・・・ 供用中の大水量の汚水の**接続切替**工事（3か所）・・・

供用中に水系を切り替えるため、**運転切替時に事故発生!**

➡ リスク分担のため、接続切替工事は、一体的な**責任施工**が必要

## スキーム③

### ● 「沈殿池の撤去」 + 「ポンプ棟の新設」

リスク・・・ ・撤去工事や新設工事に伴う近接構造物（管理棟）への**影響発生!**

・長期的に周辺地盤に**影響発生!**

➡ リスク分担のため、撤去と新設工事は、**一体施工の責任施工**が必要

コスト削減・・・

● 掘削土や埋め戻し土の**流用**によるコスト削減

● 掘削に伴う**矢板土留の仮設工事**のコスト削減



# 4. 事業スキーム

## DB方式 事業スキームまとめ

- ポンプ棟の新設
- 送水管
- 雨水ポンプ
- 沈殿池の撤去

## 予定工期

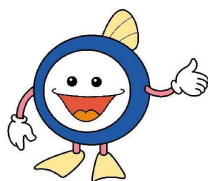
- 令和7年～令和13年度  
(DB方式の場合 7年間)

## 事業費

- DB発注額 約7,600(百万円)



# 今後のスケジュール



(第1回 事業者選定委員会 説明資料)

令和5年 7月3日

# 今後のスケジュール(予定)

時期	内容	
令和4年12月12日	DB方式の議会報告(産業建設委員会)	12月議会報告
令和5年7月3日	★第1回目 選定委員会 発足	
		今回 9月議会報告
令和5年10月17日	★第2回目 実施方針(素案) 要求水準書(案)の検討	
令和5年11月	実施方針(素案)の公表	
令和6年1月~4月	要求水準書の公表、特定事業の公表	
令和6年4月	★第3回目 募集要項、選定基準の検討	
令和6年5月	募集要項の公表	議会報告
令和6年7月~11月	競争的対話~提案書提出	
令和6年12月	★第4回目 提案審査、優先交渉権者選定	
令和7年2月~	契約締結~事業開始	議会報告

(★...事業者選定委員会の開催)

( □... 議会報告 )

## 議案第七十八号

### 宇部市空家等対策の推進に関する条例中一部改正の件

宇部市空家等対策の推進に関する条例（平成二十七年条例第四十五号）の一部を次のように改める。

令和五年九月一日提出

宇部市長 篠崎圭二

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（緊急安全措置）

第八条 市長は、空家等により人の生命、身体又は財産に被害が及ぶ危険が切迫し、その被害を防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該空家等に対して、その被害の防止のために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置を講じた空家等の所有者等に対し、当該措置を行った旨を通知するものとする。ただし、過失がなくて当該措置を講じた空家等の所有者等を確知することができないときは、その旨を告示するものとする。

3 市長は、第一項の措置を講じたときは、当該所有者等から当該措置に係る費用を徴収することができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

空家等に対し緊急安全措置を講ずることができるよう、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(協議会)

第七条

(協議会)

第七条

(緊急安全措置)

第八条 市長は、空家等により人の生命、身体又は財産に被害が及ぶ危険が切迫し、その被害を防止するために緊急の必要があると認めるときは、当該空家等に対して、その被害の防止のために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置を講じた空家等の所有者等に対し、当該措置を行った旨を通知するものとする。ただし、過失がなくて当該措置を講じた空家等の所有者等を確知することができないときは、その旨を告示するものとする。

3 市長は、第一項の措置を講じたときは、当該所有者等から当該措置に係る費用を徴収することができる。

(警察その他の関係機関との連携)

(警察その他の関係機関との連携)

第八条

第九条

(委任)

(委任)

第九条

第十条



議案第七十九号

宇部市手数料徴収条例中一部改正の件

宇部市手数料徴収条例（昭和二十三年条例第三十六号）の一部を次のように改める。

令和五年九月一日提出

宇部市長 篠崎圭二

別表建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料の部の次に次のように加える。

マシオン ン管理 の適正化 の推進に 関する法 律（平成 一二年法 律第一四 九号）第 五条の三 第一項（ 同法第五 条の六第 二項にお いて準用 する場合 を含む。 ）の規定 によるマ シオン管 理に 関する計 画の認定 申請に 対する審 査	長期修繕 計画（マ シオン管 理の 適正化の 推進に關 する法律 施行規則 （平成一 三年国土 交通省令 第一〇第 一第一條 第二項第 二號の長 期修繕計 画をいう。 ）以下この 部におい て同じ。） の数が一 である管 理計画の 場合	三、六〇〇円	一枚を一つとす。
---	---	--------	----------

	マシオン 管理計画の変更申請手数料	マシオン 管理計画の変更申請に対する審査	長期修繕 計画の数 が二以上 である管 理計画の 場合	長期修繕 計三、六〇〇 画の數に一、 六〇〇円を を加算した額 額	一枚 一つを 一つとす る。
	マシオン 管理計画の変更申請に対する審査	マシオン 管理計画の変更申請に対する審査	長期修繕 計画の数 が二以上 である管 理計画の 場合	長期修繕 計三、六〇〇 画の數に一、 六〇〇円を を加算した額 額	一枚 一つを 一つとす る。
	マシオン 管理計画の変更申請に対する審査	マシオン 管理計画の変更申請に対する審査	長期修繕 計画の数 が二以上 である管 理計画の 場合	長期修繕 計三、六〇〇 画の數に一、 六〇〇円を を加算した額 額	一枚 一つを 一つとす る。
マシオン 管理計画の変更申請に対する審査	マシオン 管理計画の変更申請に対する審査	マシオン 管理計画の変更申請に対する審査	長期修繕 計画の数 が二以上 である管 理計画の 場合	長期修繕 計三、六〇〇 画の數に一、 六〇〇円を を加算した額 額	一枚 一つを 一つとす る。
マシオン 管理計画の変更申請に対する審査	マシオン 管理計画の変更申請に対する審査	マシオン 管理計画の変更申請に対する審査	長期修繕 計画の数 が二以上 である管 理計画の 場合	長期修繕 計三、六〇〇 画の數に一、 六〇〇円を を加算した額 額	一枚 一つを 一つとす る。

		変更する長期修繕計画の数以上管		場 理 計 画 の 管	
三 合 の 経 理 組 の 変 更	二 約 に 係 る 事 項 の 変 更	一 合 の 運 営 に 係 る 事 項 の 変 更	五 一 か ら 四 ま で に 掲 げ る も の 以 外 の 事 項 の 変 更	四 長 期 修 繕 計 画 の 作 成 又 は 見 直 し に 係 る 事 項 の 変 更	三 合 の 経 理 組 に 係 る 事 項 の 変 更
四、五〇〇円 (当該変更が長期修繕計画の変更に伴うものである場合にあっては、変更する一を超える長期修繕計画の数に二、七〇〇円を乗じて得た額を四、五〇〇円に加算した額)	三、九〇〇円 (当該変更が長期修繕計画の変更に伴うものである場合にあっては、変更する一を超える長期修繕計画の数に二、六〇〇円を乗じて得た額を三、九〇〇円に加算した額)	四、七〇〇円 (当該変更が長期修繕計画の変更に伴うものである場合にあっては、変更する一を超える長期修繕計画の数に二、六〇〇円を乗じて得た額を四、七〇〇円に加算した額)	二、九〇〇円	九、三〇〇円	四、五〇〇円

		四 繕計画の 作成又は 見直しに 係る事項 の変更	五 一から 四までに 掲げるも の以外の 事項の変 更
		九、三〇〇円を一を超え る長期修繕計画の数に 四、八〇〇円を乗じて得 た額を加算した額	二、九〇〇円 (当該変更が長期修繕計 画の変更に伴うものであ る場合にあつては、変更 する一を超える長期修繕 計画の数に一、九〇〇円 を乗じて得た額を二、九 〇〇円に加算した額)

附 則

この条例は、令和五年十月一日から施行する。

「説明」

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）の一部改正に伴い、マンション管理計画の認定に係る手数料を新設するものである。これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧  
新  
旧  
対  
照  
表  
新

別表(第二条関係)

別表(第二条関係)

種類	料の 手数	建築 物工 ネル ギル 消費 性能 に係 る認 定申 請手 料数
区分	手数料の額(一件につき)	
件の 区分		

種類	料の 手数	建築 物工 ネル ギル 消費 性能 に係 る認 定申 請手 料数
区分	手数料の額(一件につき)	マンシヨンの管理の適正化の推進の適正に関する法律の施行規則(平成二一年)の第三項(同法省令第(第一項)第三号)第五條一〇の六第一項において二第一の項第二の項の長さの場
件の 区分		マンシヨンの長期修繕計画(マンシヨンの管理の適正化の推進の適正に関する法律の施行規則)に關する法律の施行規則(平成二一年)の第三項(同法省令第(第一項)第三号)第五條一〇の六第一項において二第一の項第二の項の長さの場

三、六〇〇円

一枚  
をも  
つて  
一件  
とす  
る。



\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

下この部	にお	の	下	こ	の	以	う	約	を	規	定	に	規	一	項	第	一	の	二	一	条	則	第	一	行	規	律	施	る	法	関	す	進	に	の	推	化	正	の	適	の	管	理	シ	ョ	ン	の	マ	ン	約	(	)	理	規	管	二	更	の	変	事	項	係	る	営	に	の	運	の	。	同	じ	い	て	に	お	の	部	の	下	こ	の	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。	。
																							三、																																																																																																																																																																																																																																																		
																							九〇〇																																																																																																																																																																																																																																																		
																							〇〇																																																																																																																																																																																																																																																		

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

上で ある 事 伴 う も の	が 二 以 に 係 る	画 の 数 運 営 修 繕 計 画	修 繕 計 更 が 長 期	理 組 円 ( 当 該 変 更 す 一 管	変 更 す 一 管	五					四				三			同 じ に 係 る 事 項 の 変 更		
						更 の 変	の 事 項	外 の 以 り も	掲 げ に	四 ま ら	一	更 の 変	の 事 項	係 る に	見 直 し	又 は	作 成		画 の 計 修 長	変 更
				四、七〇〇		円、二、九〇〇					円、九、三〇〇					円、四、五〇〇				



三 管										二 管										場合	計画の	る管理		
算した額	を三、九〇	て得た額	円を乗じ	二、六〇〇	画の数に	期修繕計	超える長	する一を	ては、変更	合にあつ	である場	伴うもの	の係	に係	る事	項のある場	変更	合にあつ	である場	項の	変更	合にあつ	である場	



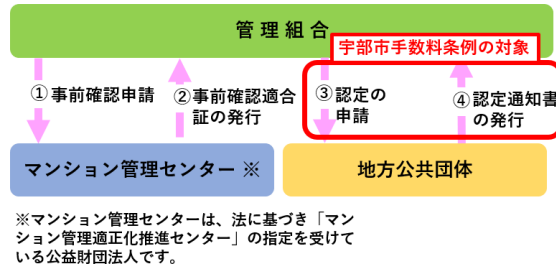
## ○マンション管理計画認定制度

### 1 管理計画認定申請の手順

#### (1) 新規及び更新の認定の場合

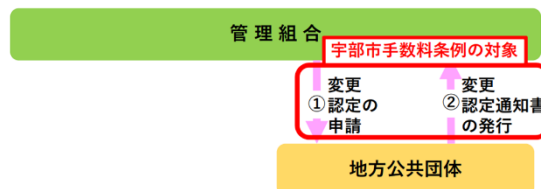
管理組合は、マンション管理センターの事前確認を受けた後に、市に対して管理計画の認定の申請を行う。

認定を継続するには、5年ごとの更新が必要。



#### (2) 変更の認定の場合

変更の認定申請は、マンション管理センターの事前確認の制度が無いいため市への直接申請のみとなる。



### 2 マンション管理計画認定申請手数料

#### (1) 新規及び更新の認定の場合 (※1)

手数料額 (※2)	加算手数料額 (※3)
3,600	1,600

※1 マンション管理計画認定の審査項目はマンション管理組合の運営、管理規約、管理組合の経理、長期修繕計画の作成等です。

※2 事前確認申請を受けた認定申請の手数料

(申請の前にマンション管理センターの事前確認申請が必要)

※3 マンションの長期修繕計画が複数ある場合、2つ目以降の長期修繕計画については1,600円加算されます。

#### (2) 変更の認定の場合

変更する項目	手数料額 (※4)	加算手数料額 (※5)
① 管理組合の運営	4,700	2,600
② 管理規約	3,900	2,600
③ 管理組合の経理	4,500	2,700
④ 長期修繕計画	9,300	4,800
⑤ ①～④以外	2,900	1,900

※4 各変更する項目に応じて手数料が発生します。また変更する項目が複数ある場合、それぞれの手数料額の合算とします。

※5 ④長期修繕計画の変更を伴う場合に限り、その数が2以上の場合はその数に応じて、変更する項目①～⑤のそれぞれについて加算手数料額が発生します。

## 議案第 8 1 号

### 工事請負契約締結の件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 5 8 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

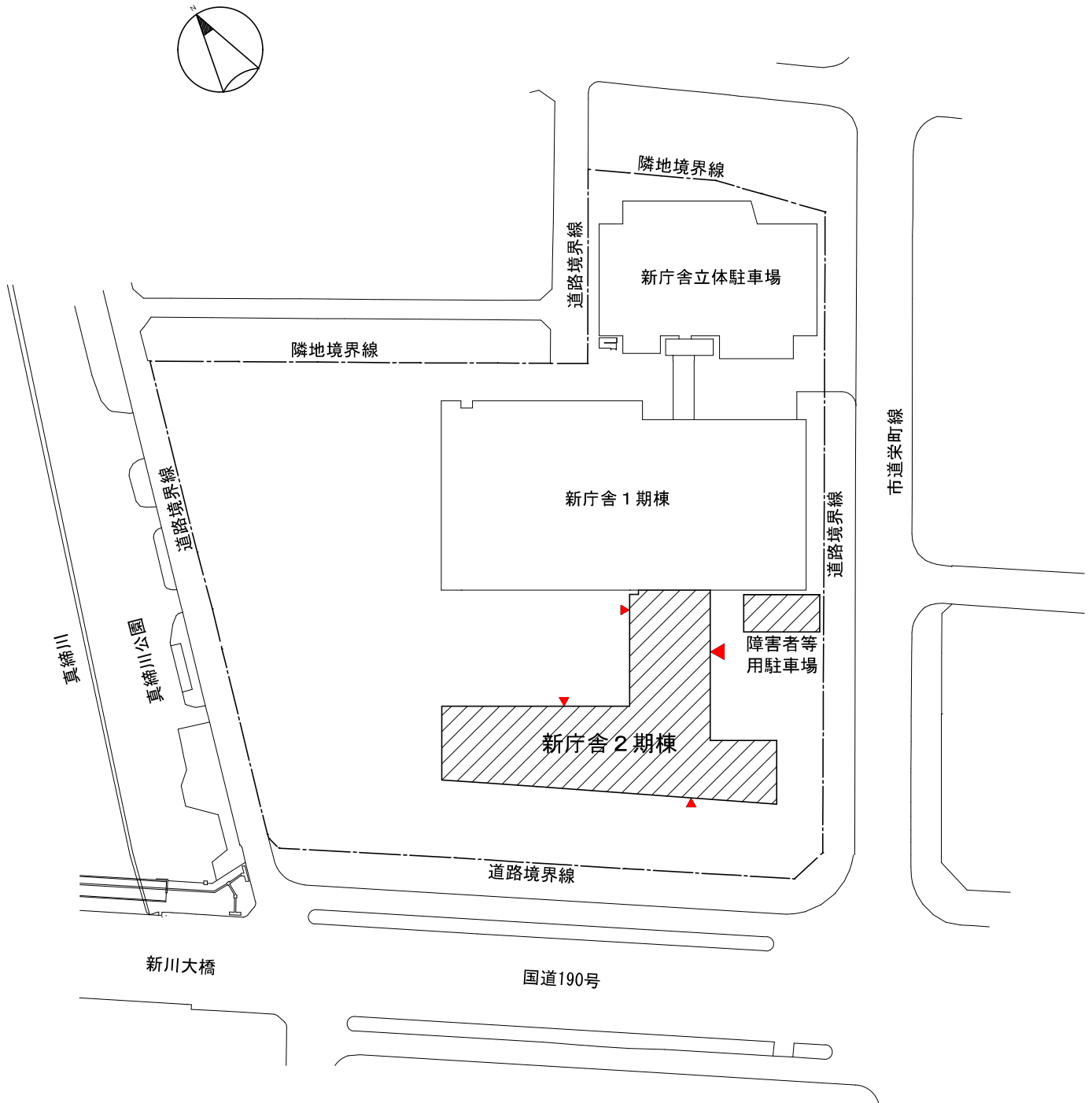
令和 5 年 9 月 1 日提出

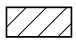
宇部市長 篠 崎 圭 二

#### 記

- 1 工 事 名 宇部市新庁舎 2 期棟新築（建築主体）工事
- 2 工 事 場 所 宇部市常盤町一丁目地内
- 3 請 負 金 額 一金 1,589,500,000 円也  
(うち消費税額及び地方消費税額 144,500,000 円)
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 工事の概要 鉄骨造 3 階建て  
延べ面積 3,327.16 m<sup>2</sup>
- 6 契約の相手方 宇部工業・塚原建設・沖村建設共同企業体  
代表者 宇部市大字妻崎開作 8 7 4 番地 1  
宇部工業株式会社  
代表取締役社長 河 野 剛 志  
宇部市大字藤曲 1 7 5 3 番地 4 6  
塚原建設株式会社  
代表取締役 塚 原 正 好  
宇部市大字妻崎開作 1 2 7 1 番地 1 9  
株式会社沖村建設  
代表取締役 沖 村 重 人

# 議案第81、82、83号参考図



凡 例	
	工事箇所

配 置 図 S=1/1, 200

## 議案第 8 2 号

### 工事請負契約締結の件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 5 8 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

#### 記

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名       | 宇部市新庁舎 2 期棟新築（電気設備）工事  |
| 2 | 工 事 場 所     | 宇部市常盤町一丁目地内  |
| 3 | 請 負 金 額     | 一金 1 8 8 , 1 0 0 , 0 0 0 円也<br>(うち消費税額及び地方消費税額 1 7 , 1 0 0 , 0 0 0 円)  |
| 4 | 契 約 の 方 法   | 随意契約   |
| 5 | 工 事 の 概 要   | (1) 電灯・動力設備工事 一式<br>(2) 入退室管理設備工事 一式 ほか  |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 鶴谷秀電社・前村電気工事共同企業体<br>代表者 宇部市東琴芝一丁目 1 番 4 6 号<br>株式会社鶴谷秀電社<br>代表取締役 鶴 谷 孝 二<br>宇部市神原町二丁目 8 番 5 1 号<br>前村電気工事株式会社<br>代表取締役 前 村 隆 文 |

## 議案第 83 号

### 工事請負契約締結の件

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 58 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

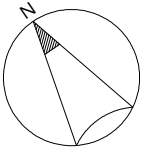
令和 5 年 9 月 1 日提出

宇部市長 篠崎圭二

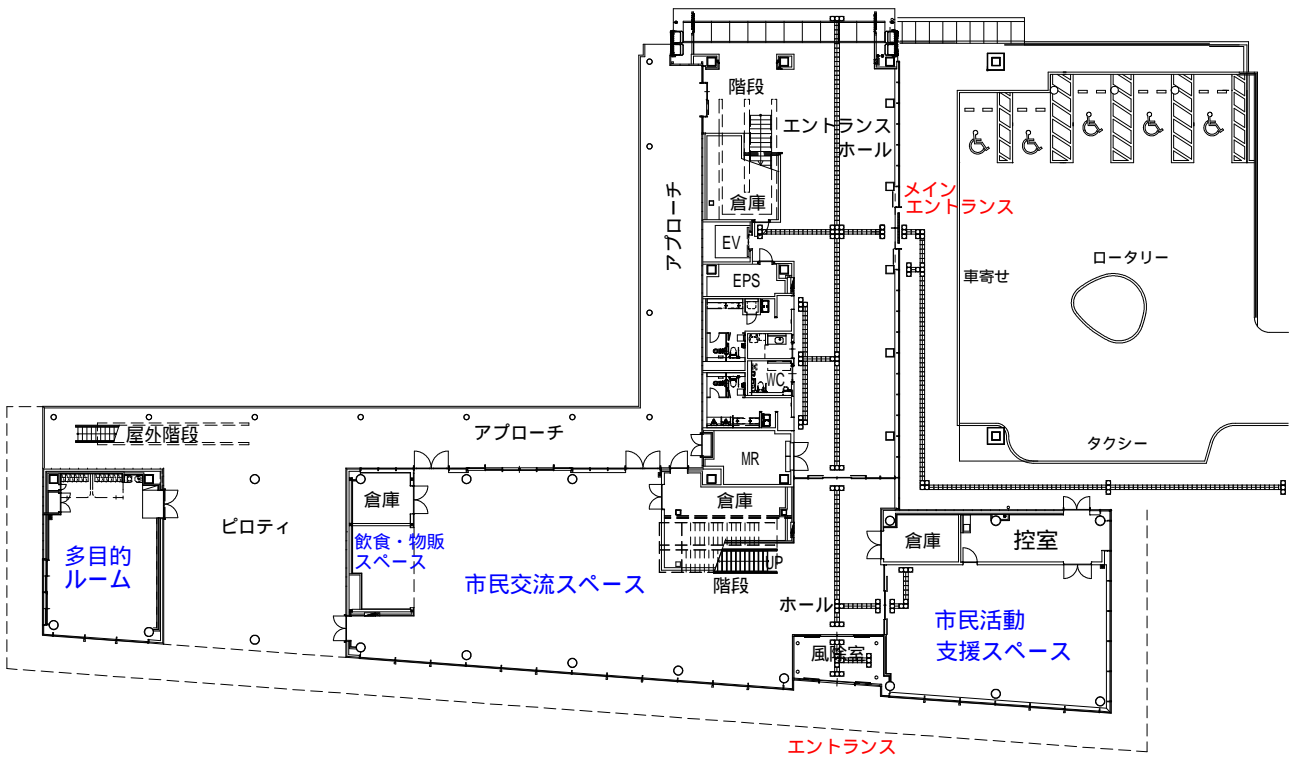
#### 記

- 1 工 事 名 宇部市新庁舎 2 期棟新築（機械設備）工事
- 2 工 事 場 所 宇部市常盤町一丁目地内
- 3 請 負 金 額 一金 264,000,000 円也  
(うち消費税額及び地方消費税額 24,000,000 円)
- 4 契約の方法 一般競争入札
- 5 工事の概要 (1) 空気調和設備工事 一式  
(2) 給排水衛生設備工事 一式 ほか
- 6 契約の相手方 大栄建設・富士管工共同企業体  
代表者 宇部市北琴芝二丁目 12 番 1 - 2 号  
大栄建設株式会社  
取締役社長 原 田 毅  
宇部市文京町 6 番 33 号  
富士管工株式会社  
代表取締役 柴 田 泰 広

# 議案説明資料



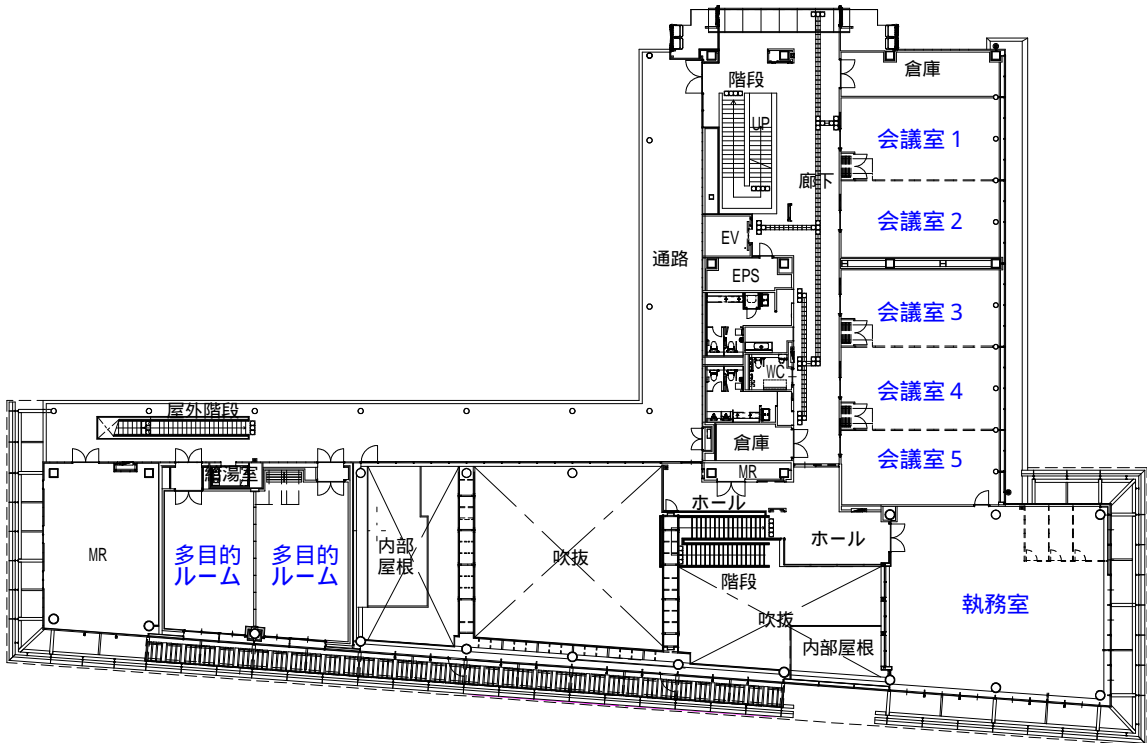
1期棟



1階平面図 S=1:500

常盤通り

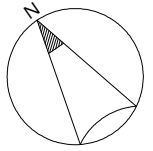
1期棟



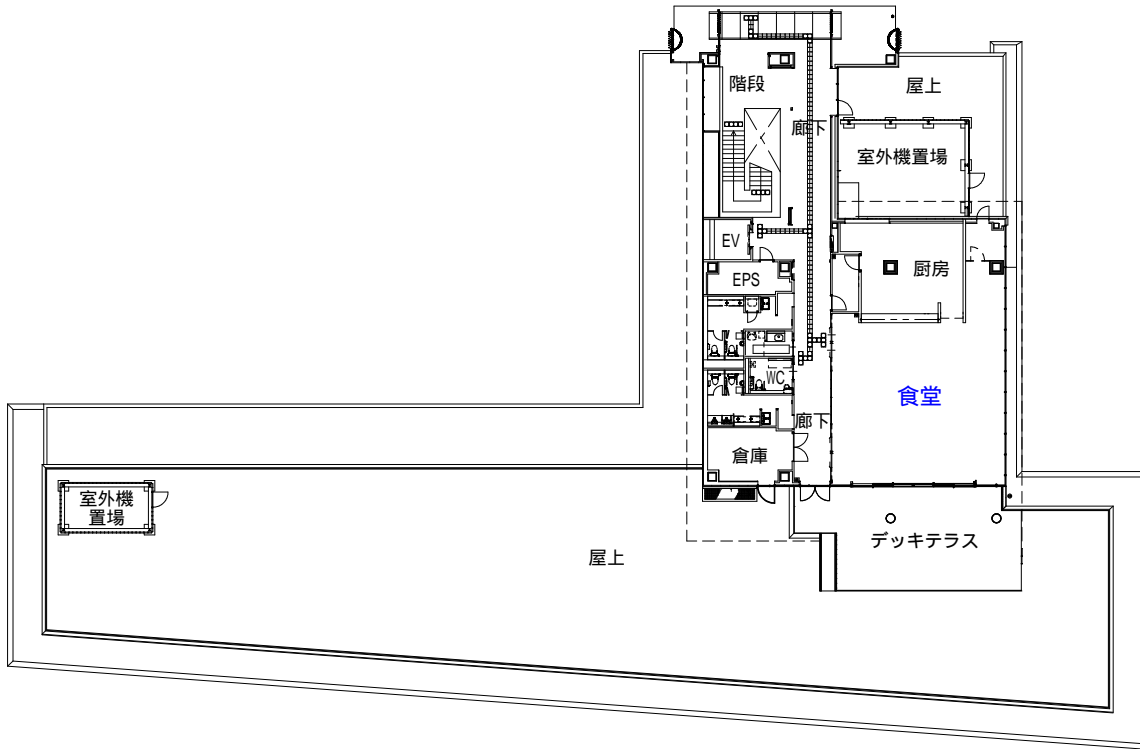
2階平面図 S=1:500

常盤通り





1期棟



3階平面図 S=1:500

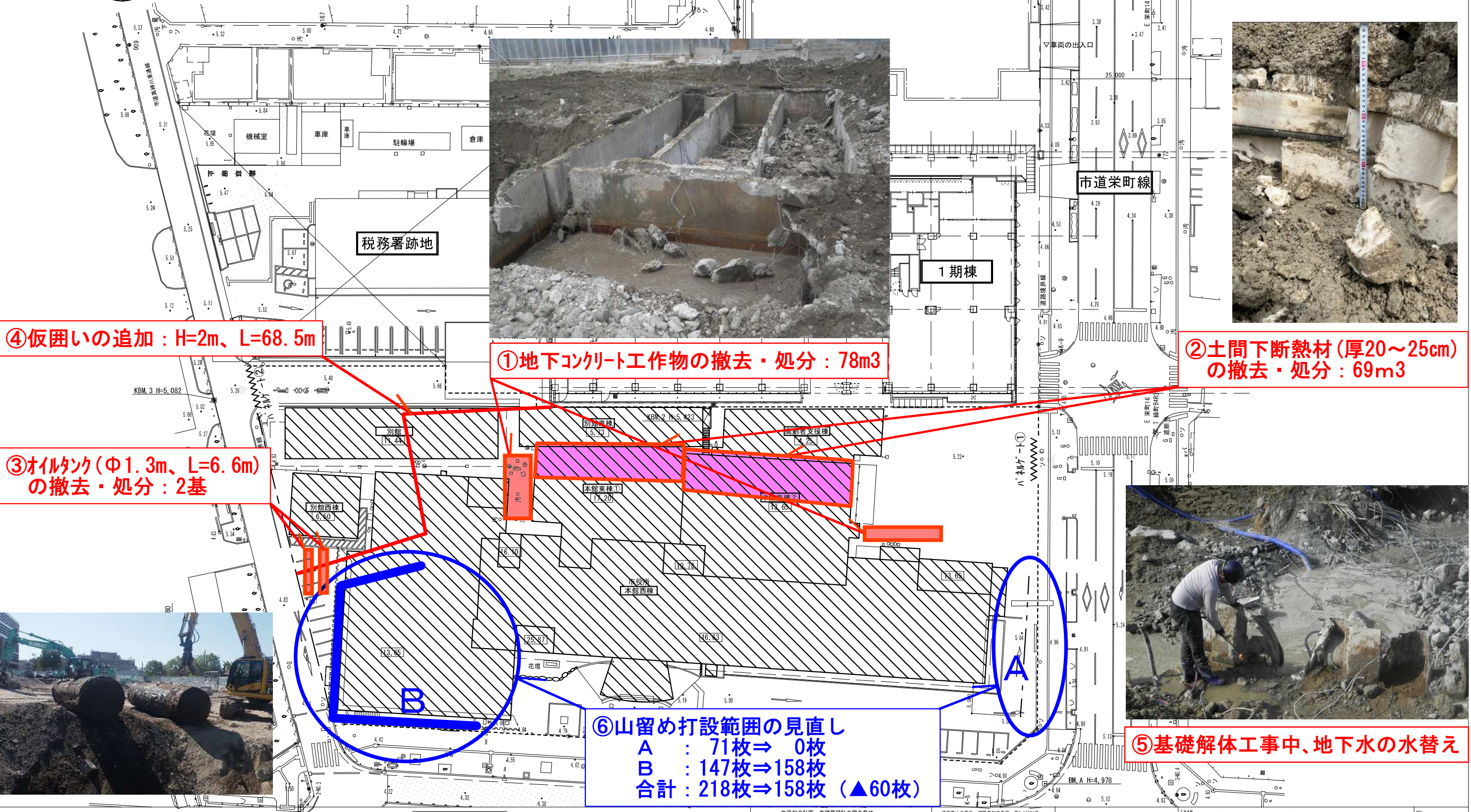
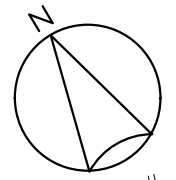
常盤通り

階層	面積	備考
PH階	44.89m <sup>2</sup>	機械室
3階	575.60m <sup>2</sup>	
2階	1,278.72m <sup>2</sup>	
1階	1,427.95m <sup>2</sup>	障害者等用駐車場含む
計	3,327.16m <sup>2</sup>	

# 変更内容 (宇部市既設庁舎解体工事)

「工期の延伸」  
 工期 (変更前) : 令和4年6月29日から令和5年 8月30日  
 工期 (変更後) : 令和4年6月29日から令和5年11月30日

【凡例】 □ (朱書き) ... 増額項目  
 □ (青書き) ... 減額項目



④ 仮囲いの追加 : H=2m、L=68.5m

① 地下コンクリート工作物の撤去・処分 : 78m<sup>3</sup>

② 土間下断熱材 (厚20~25cm) の撤去・処分 : 69m<sup>3</sup>

③ オイルタンク (Φ1.3m、L=6.6m) の撤去・処分 : 2基

⑥ 山留め打設範囲の見直し  
 A : 71枚 ⇒ 0枚  
 B : 147枚 ⇒ 158枚  
 合計 : 218枚 ⇒ 158枚 (▲60枚)

⑤ 基礎解体工事中、地下水の水替え



国道190号

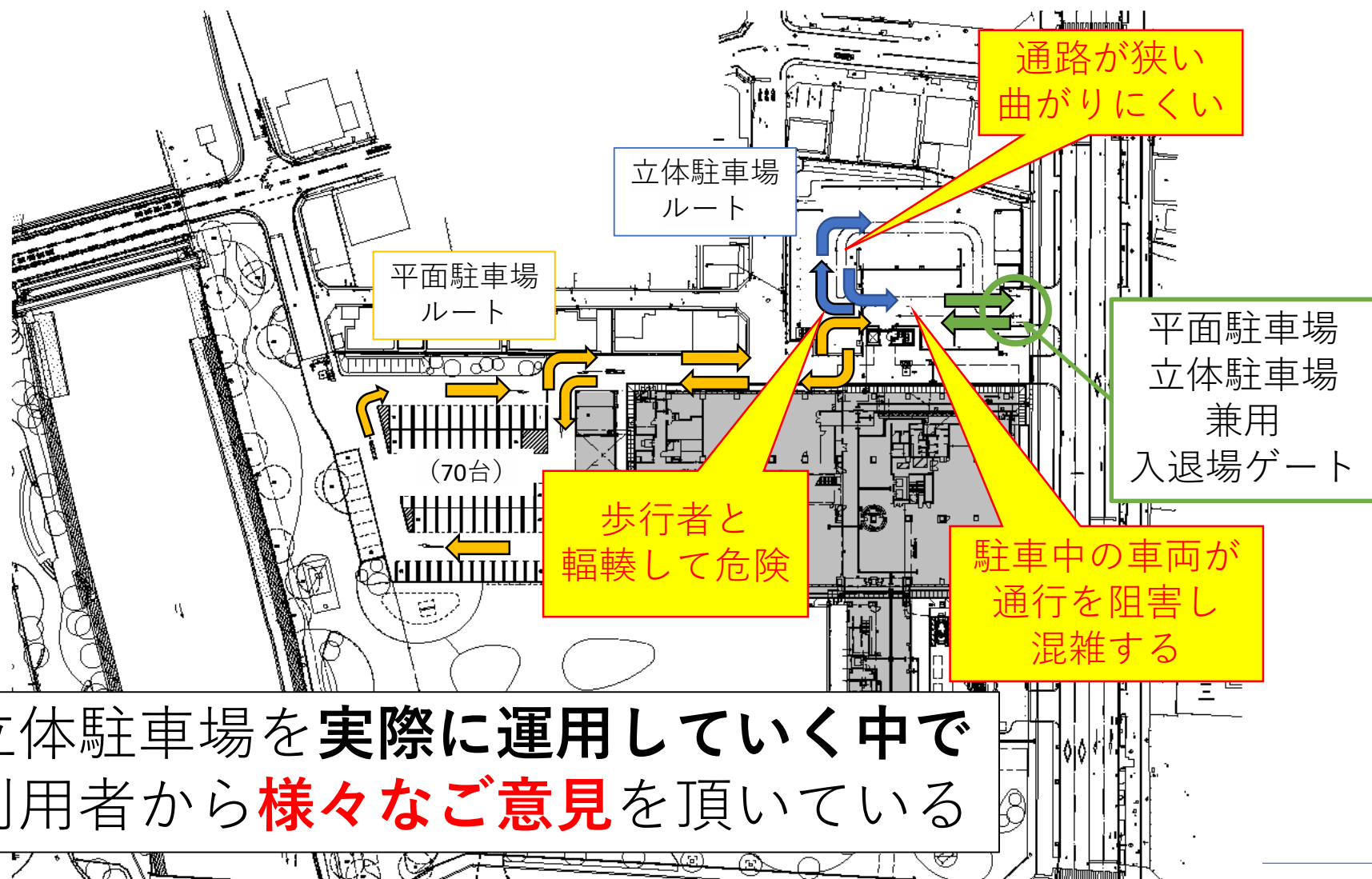
# 新庁舎駐車場の 動線計画について

都市政策部 新庁舎建設課

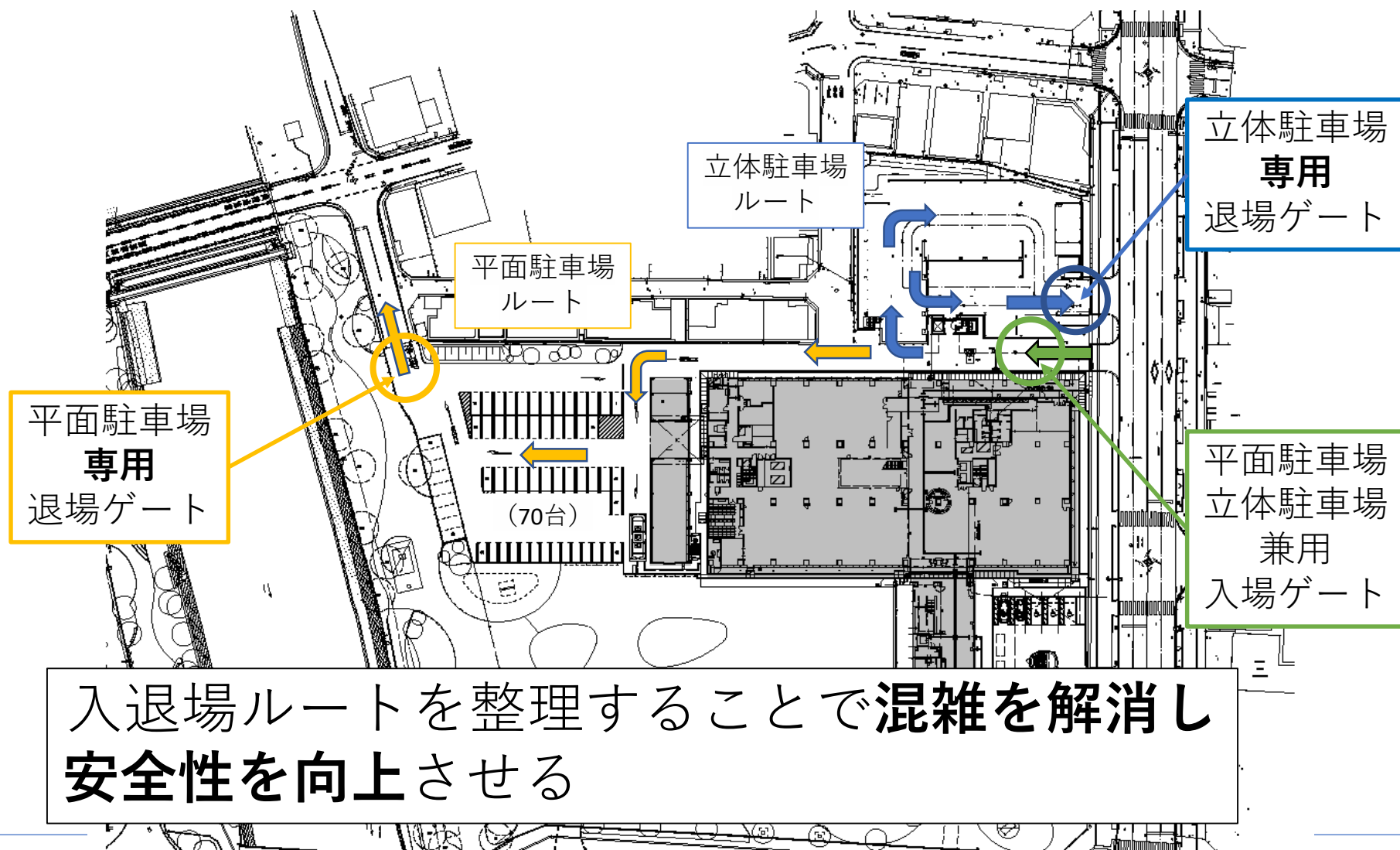


未来を彫刻するまち

# 動線計画 変更前



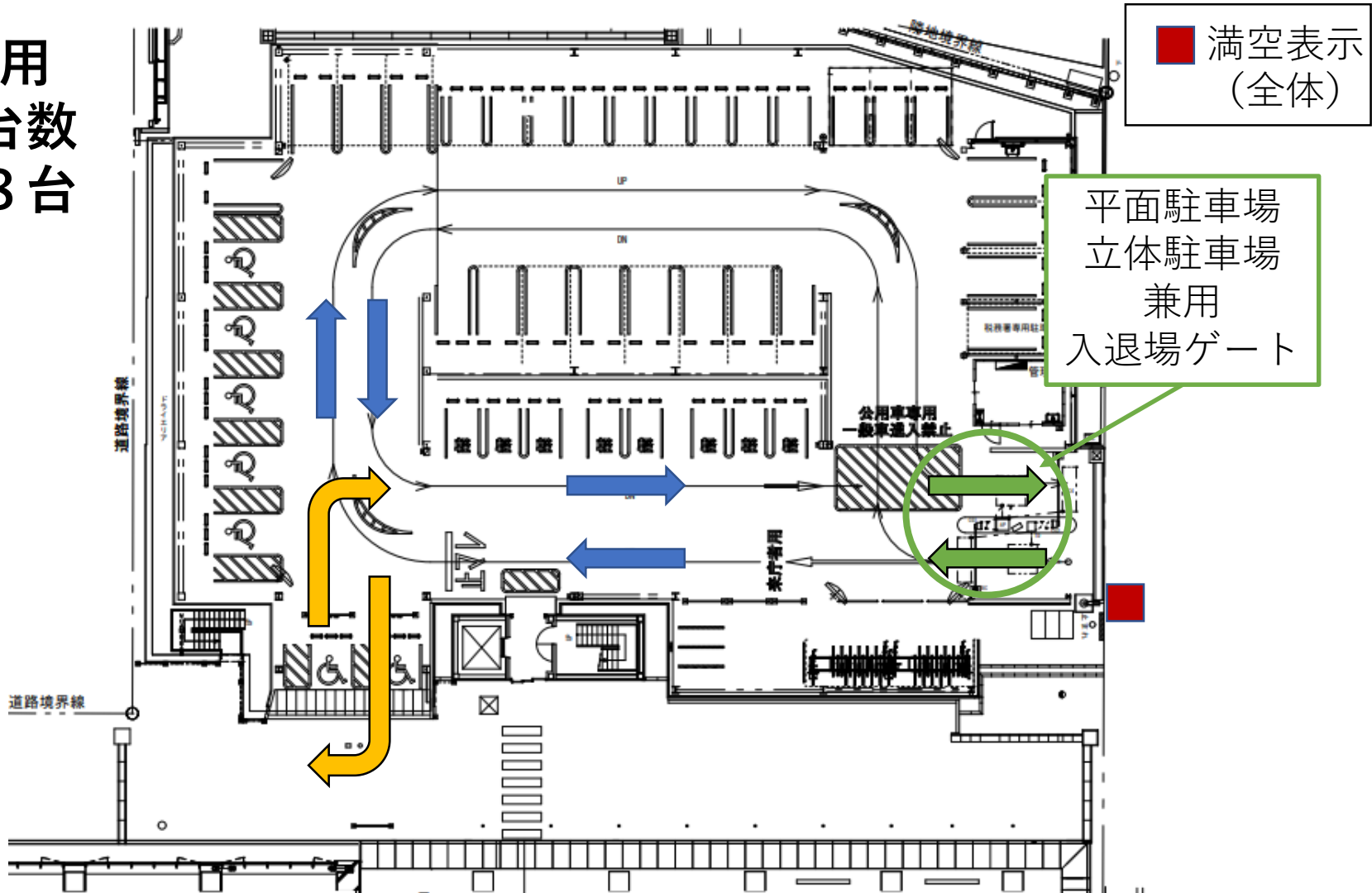
# 動線計画 変更後



入退場ルートを整理することで**混雑を解消し**  
**安全性を向上させる**

# 立体駐車場 改修前

来客用  
駐車台数  
158台



# 立体駐車場 改修後

来客用  
駐車台数  
158台  
(変更なし)

一般車両用へ  
改修

障害者等用へ  
改修

※2期棟のロータリーに別途  
5台新設するため、障害者等用  
の総数は将来的に増加

■ 満空表示  
(全体)  
■ 満空表示  
(個別)

立体駐車場  
専用  
退場ゲート  
へ改修

一方通行

公用車専用  
一般車進入禁止

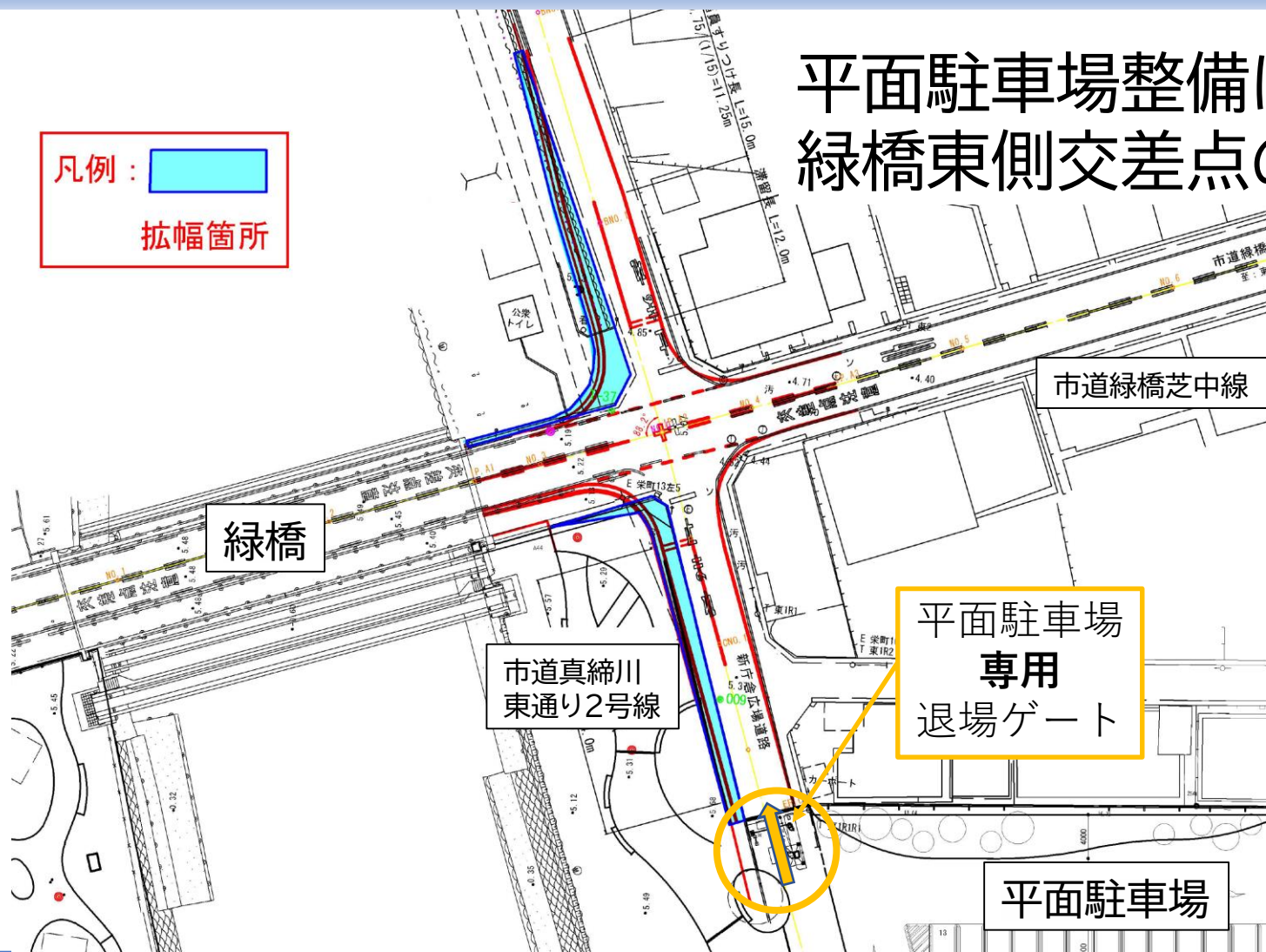
平面  
駐車場へ

通路を確保

平面駐車場  
立体駐車場  
兼用  
入場ゲート

# 交差点 改修計画

## 平面駐車場整備に伴う 緑橋東側交差点の改良





# 令和5年9月 産業建設委員会

報告事項 宇部市都市計画審議会の開催状況について

## 【第99回 宇部市都市計画審議会】

1 開催日 令和5年7月6日

## 2 議題

- ・宇部市都市計画道路見直し方針について
- ・宇部都市計画墓園の変更
- ・宇部都市計画火葬場の変更
- ・宇部都市計画区域内における特殊建築物の位置について

## 【資料】

- ・都市計画道路見直し方針（概要）・・・・・・・・・・資料1（P1～P2）
- ・宇部都市計画墓園の変更及び宇部都市計画火葬場の変更・・・・・・・・資料2（P3）
- ・宇部都市計画区域内における特殊建築物の位置について・・・・・・・・資料3（P4）

## 【参考資料】

- ・都市計画道路見直し方針

# 1. 宇部市における都市計画道路の現状

## 1-1 都市計画道路とは

都市計画道路とは、都市計画法の手続きを経て定められた道路のことで、都市の骨格を形成し、安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するための都市交通における基幹的な都市施設です。

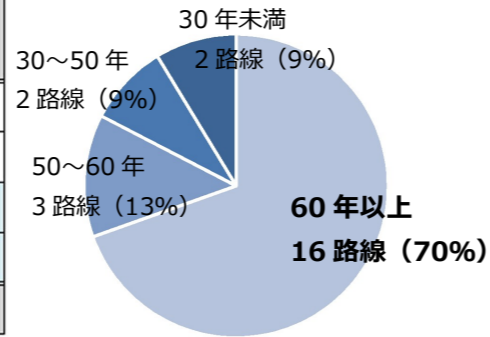
## 1-2 宇部市の都市計画道路の現状

▼都市計画道路分類別整備状況

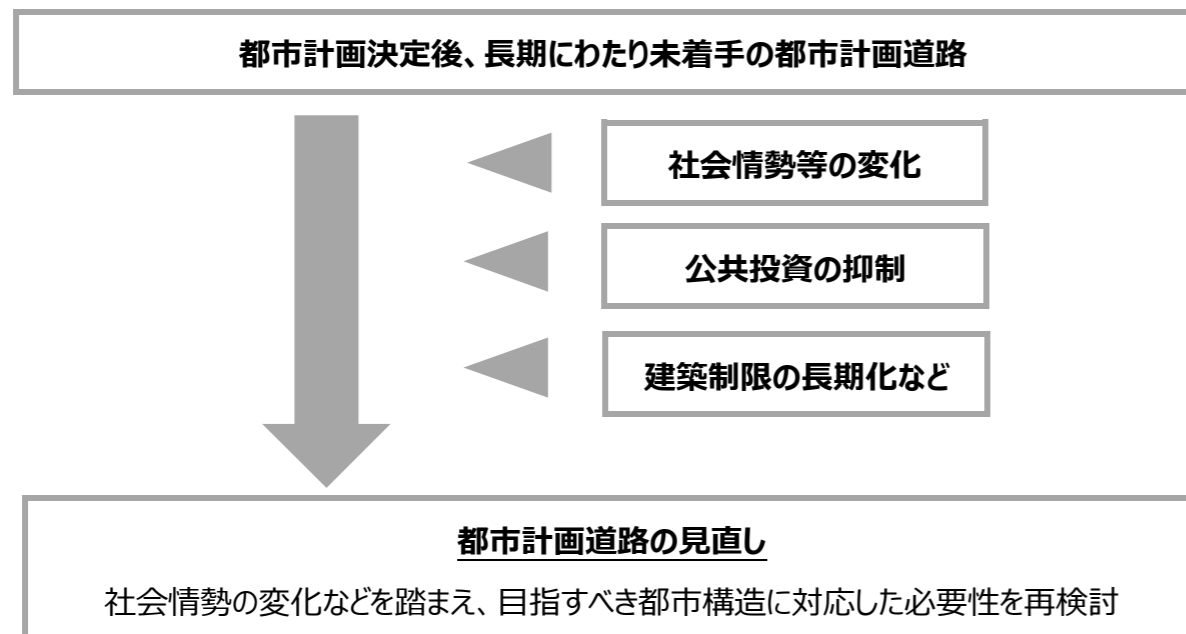
令和3年3月31日現在

種別	路線数	計画決定延長 (m)	整備状況			整備率 (%)	代表的な道路
			整備済延長 (m)	事業中延長 (m)	未着手延長 (m)		
自動車専用道路	3	15,060	2,860	—	12,200	19	宇部下関自動車道
幹線街路	37	96,770	64,710	—	32,060	67	駅通線
区画街路	3	1,180	1,180	—	0	100	浜町小松原線
特殊街路	1	510	510	—	0	100	新都市中央線
合計	44	113,520	69,260	—	44,260	61	

▼未着手路線の当初決定からの経過年数

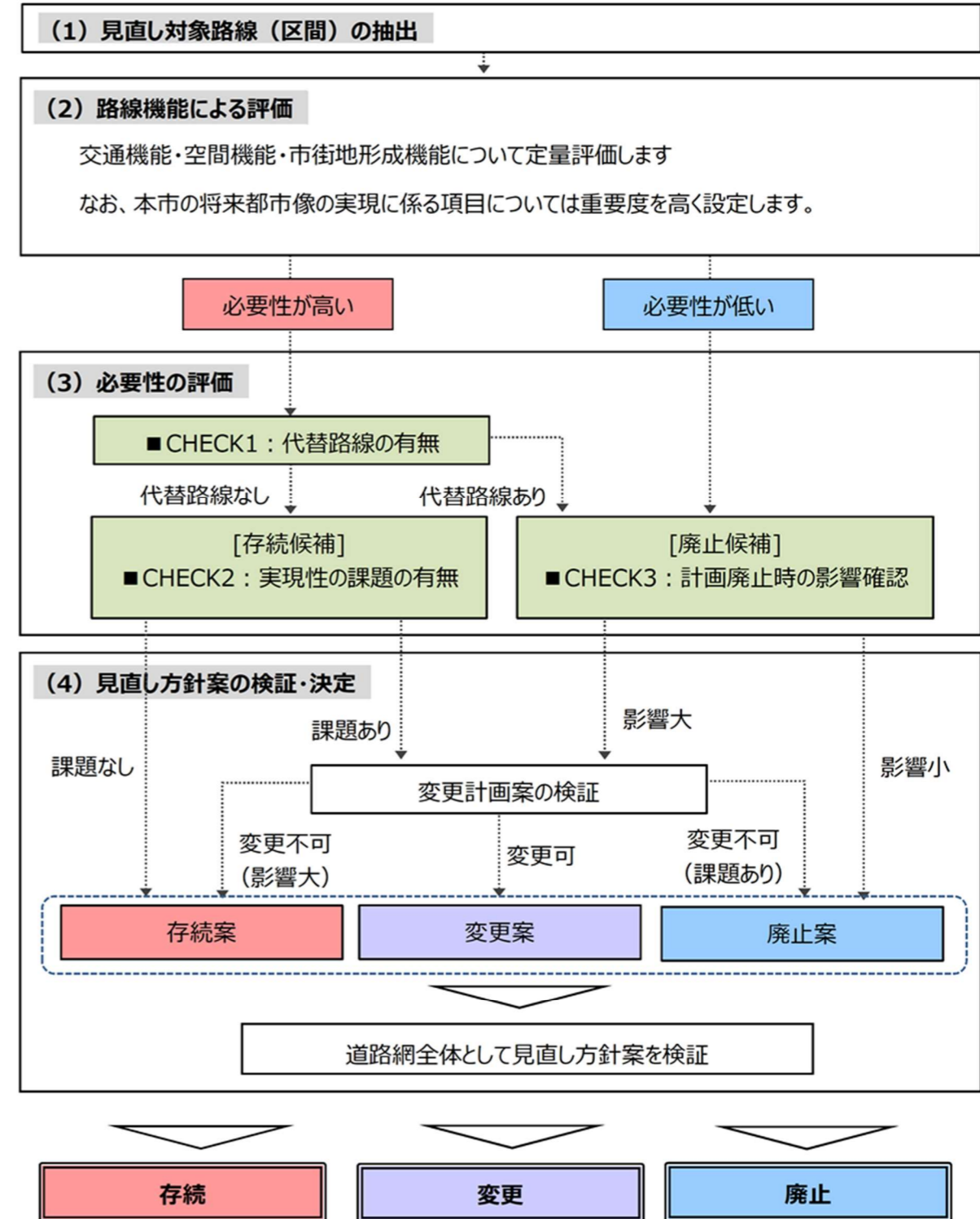


## 2. 都市計画道路の見直しの必要性

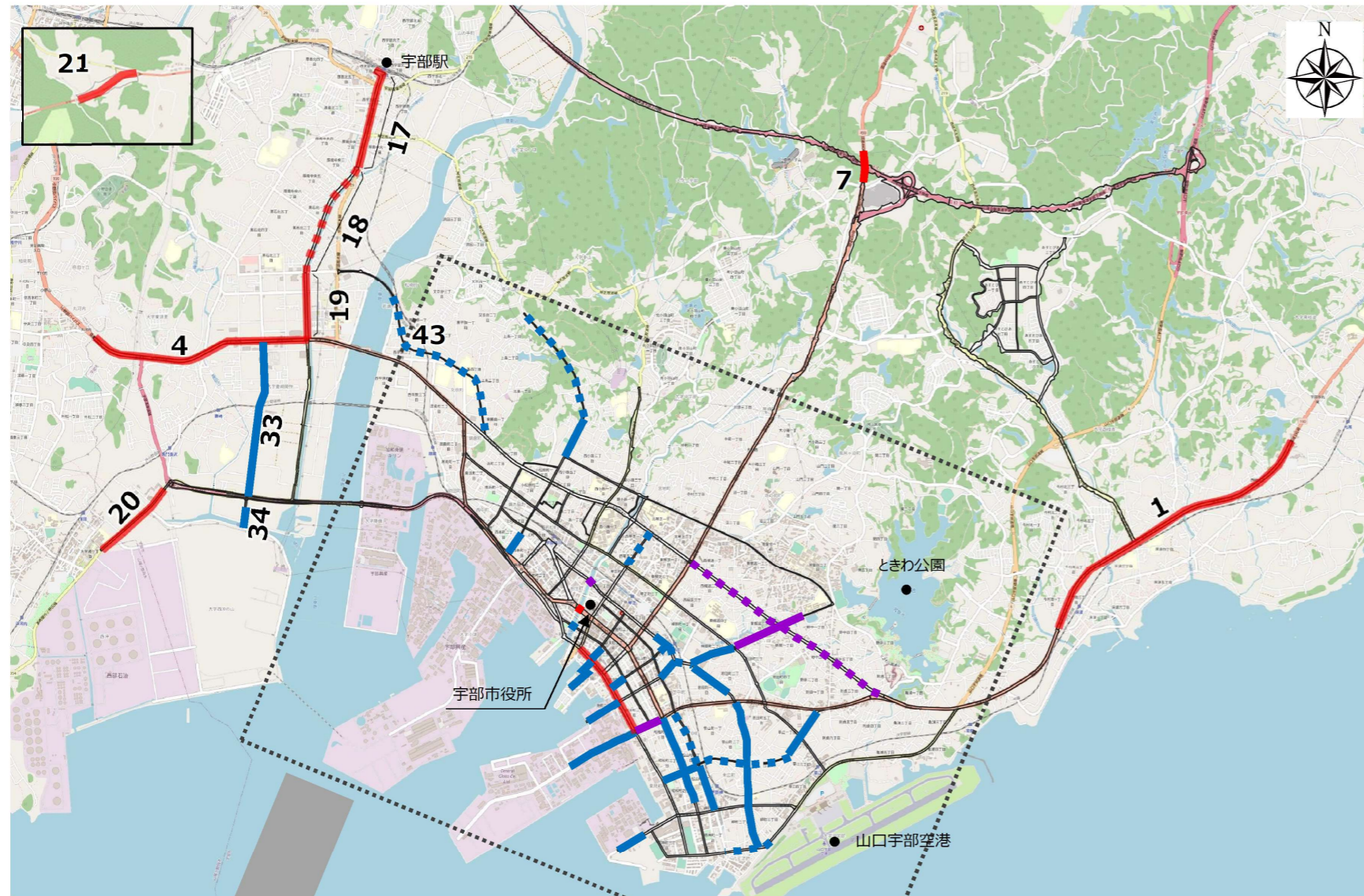


## 3. 見直しの具体的な方法

▼見直し検討フロー



## 4. 都市計画道路の見直し方針（位置図）



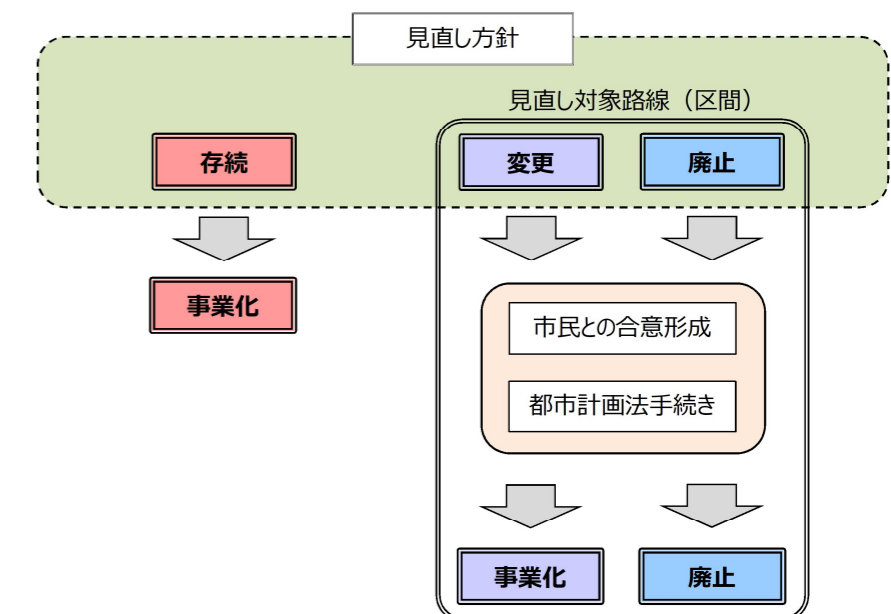
番号	検討区間	名称
3.3.3	1	柳ヶ瀬丸河内線
	2	
	3	
	4	
3.3.4	5	中央線
	6	
3.3.5	7	参宮線
3.3.6	8	新町明神線
3.3.7	9	宇部新川駅八王子線
	10	
	11	
	12	
3.3.8	13	琴芝宇部港線
	14	
3.3.9	15	則貞曹達線
	16	
3.3.14	17	宇部駅波多野開作線
	18	
	19	
	20	
3.3.37	21	達坂線
3.4.10	22	岬沖空港線
3.4.12	23	恩田通線
	24	

番号	検討区間	名称
3.4.13	25	東海岸線
3.5.17	26	常盤町岬線
	27	
3.5.18	28	新町明治町線
3.5.19	29	寿町港町線
	30	
3.5.20	31	東新川明治町線
	32	
3.5.22	33	西割新開作線
	34	
3.5.23	35	則貞笹山線
	36	
	37	
	38	
3.5.24	39	中山西本町線
	40	
3.6.25	41	小串神原線
	42	
3.6.26	43	鍋倉東割線

※表示数字は検討区間番号

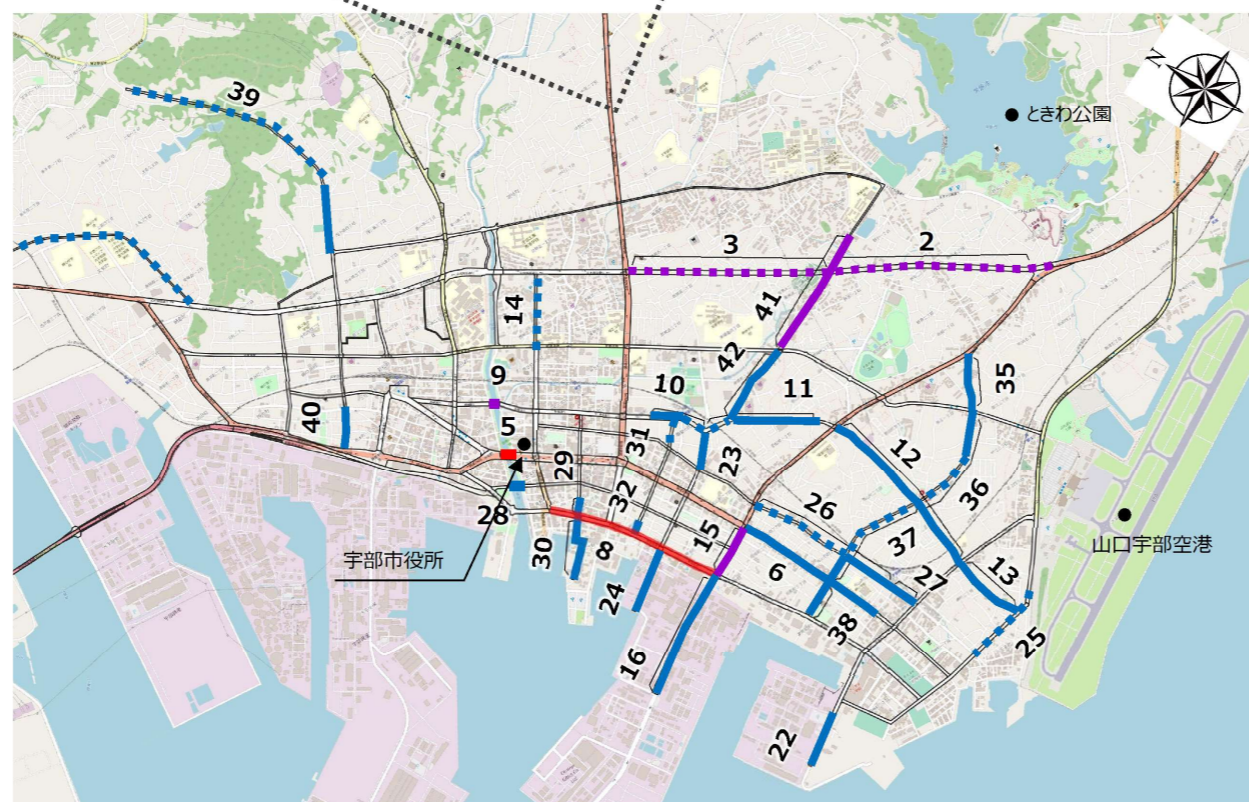
## 5. 都市計画道路の見直しに向けて

▼ 今後の進め方



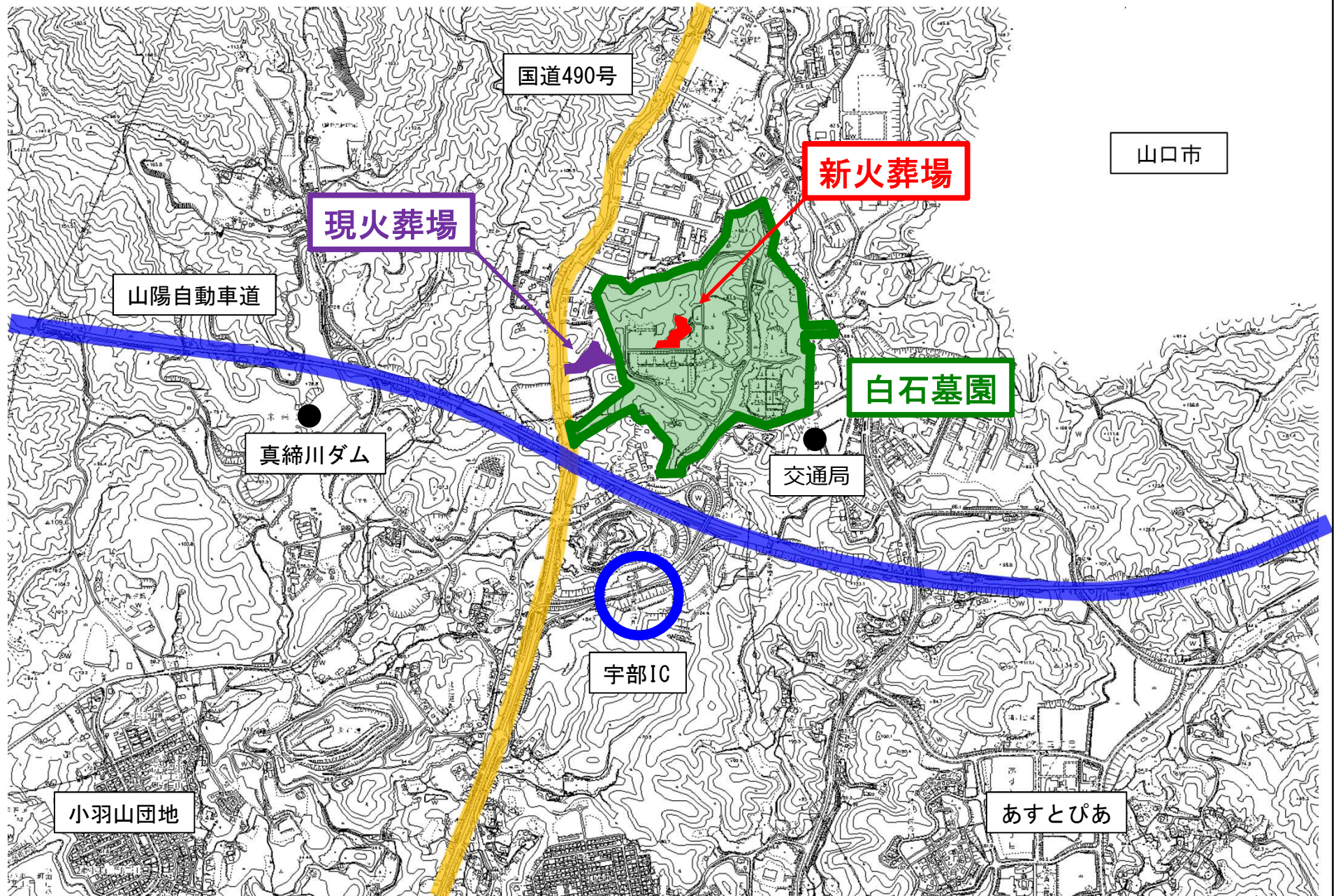
■見直し方針	
全体	43区間 32.0km
存続	10区間 12.0km
変更	5区間 3.8km
廃止	28区間 16.2km
整備済	

※破線は現道なし



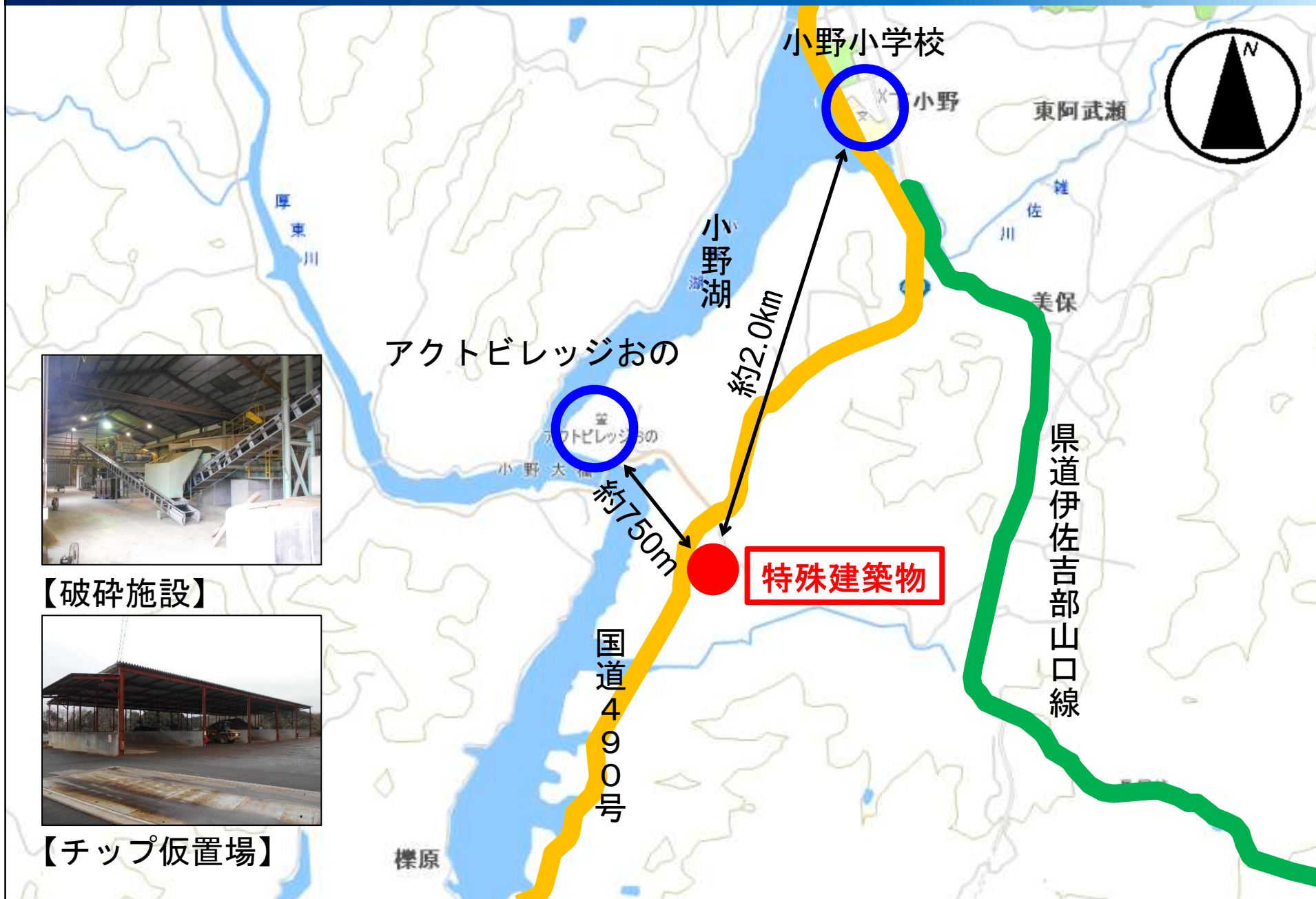
# 「宇部都市計画墓園の変更」及び「宇部都市計画火葬場の変更」

資料



# 宇部都市計画区域内における特殊建築物の位置について

資料



# 宇部市都市計画道路見直し方針

令和5年7月

宇部市

## ～ 目 次 ～

### <宇部市都市計画道路見直し基本方針（令和4年6月策定）>

1. はじめに
2. 宇部市における都市計画道路の現状
3. 都市計画道路の見直しの必要性
4. 見直しの基本的な考え方
5. 見直しの具体的な方法

### <本編>

<b>1. 見直しに関する評価・検証の視点</b> -----	<b>1</b>
1-1 路線機能による評価結果-----	1
1-2 必要性の評価方法-----	5
1-3 必要性の評価及び見直し方針案の検証結果-----	10
1-4 見直し方針案の検証-----	13
1-5 見直し方針の決定-----	15
<b>2. 都市計画道路の見直し方針</b> -----	<b>16</b>
2-1 都市計画道路の見直し方針-----	16
<b>3. 都市計画道路の見直しに向けて</b> -----	<b>19</b>
3-1 市民の合意形成-----	19
3-2 都市計画道路の見直しに向けて-----	20
3-3 都市計画道路の整備方針-----	21

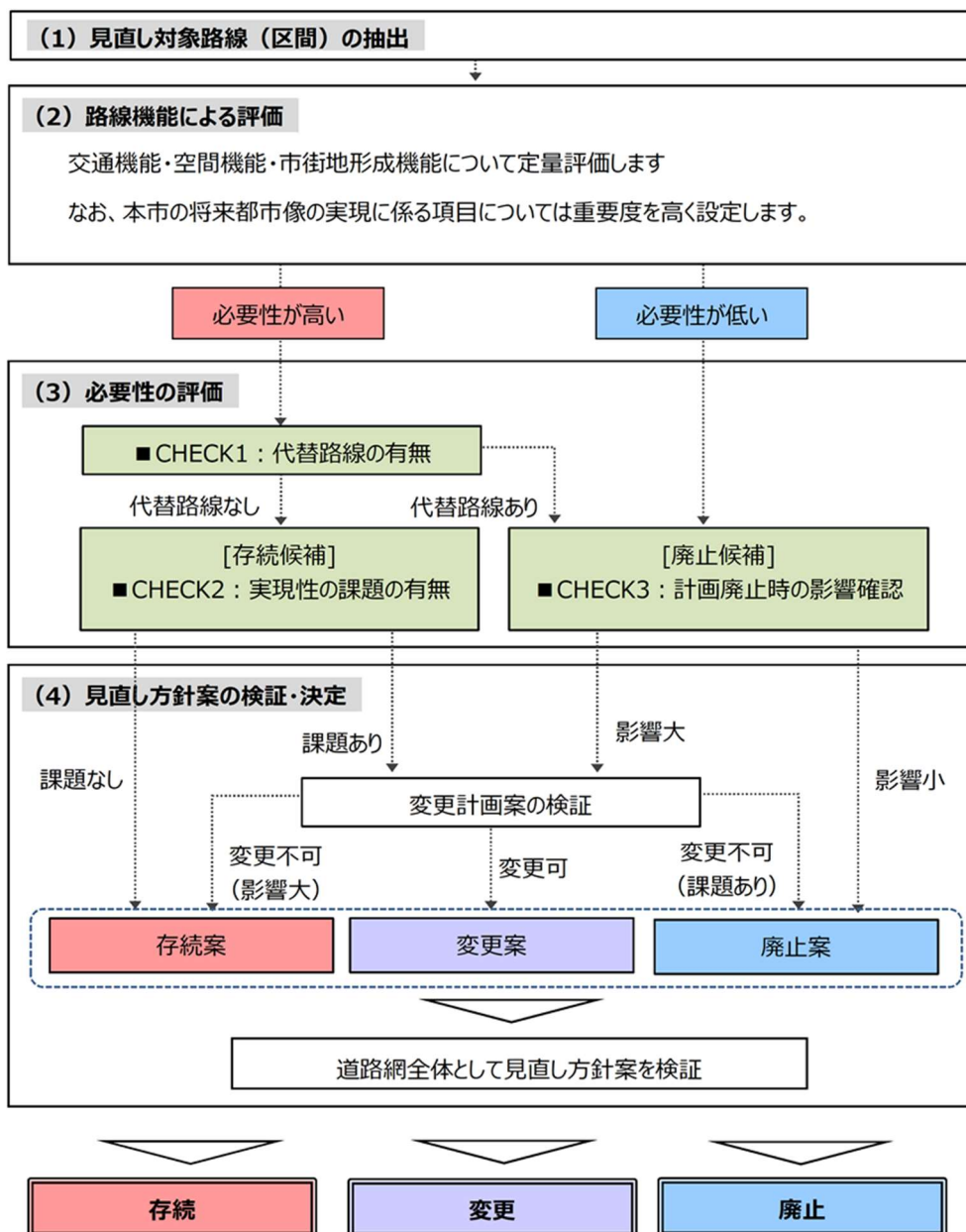
# 1. 見直しに関する評価・検証の視点

## 1-1 路線機能による評価結果

宇部市都市計画道路見直し基本方針の見直しの検討フロー（以下「見直し検討フロー」という。）で抽出された見直し対象路線（区間）について、（2）路線機能による評価を行います。

評価の結果、見直し対象の21路線 43区間（32.0km）のうち、16区間（16.7km）が「必要性が高い」、27区間（15.3km）が「必要性が低い」と判定されました。

### ▼ 見直し検討フロー



（出典：宇部市都市計画道路見直し基本方針）



▼ 見直し対象路線（区間）の抽出結果

※令和3年3月31日現在

連番	都市計画道路の名称		都市計画決定の経緯		経過 年数	幅員 (m)	車 線 数	計画延長 (m)	区間 番号	区間 幅員 (m)	区間延長 (m)	備考	
	番 号	名 称	当初決定	最終変更(*)									
1	3・3・3	柳ヶ瀬丸河内線	S31.10.19	H10.12.15	64	28	4	15,790	1	28	3,830		
									2	28	1,370		
									3	28	1,210		
									4	28	2,460		
2	3・3・4	中央線	S31.10.19	H16.3.2	64	25	4	5,690	5	50	80		
									6	20	940		
3	3・3・5	参宮線	S31.10.19	H10.1.27	64	25	4	6,330	7	25	300		
4	3・3・6	新町明神線	S31.10.19	H4.2.18	64	25	4	3,140	8	25	1,110		
5	3・3・7	宇部新川駅八王子線	S31.10.19	S39.3.4	64	25	2	4,040	9	25	80		
									10	25	360		
									11	18	740		
									12	15	1,120		
									13	15	420		
6	3・3・8	琴芝宇部港線	S31.10.19	S36.11.17	64	25	4	1,340	14	15	430		
7	3・3・9	則貞曹達線	S31.10.19	S44.5.20	64	22	4	3,540	15	25	310		
									16	36	800		
8	3・3・14	宇部駅波多野開作線	S31.10.19	H5.4.6	64	25	2	7,130	17	25	1,040		
									18	25	1,240		
									19	25	690		
									20	18	880		
9	3・3・37	逢坂線	S54.8.3	H24.3.30	41	25	4	360	21	25	360		
10	3・4・10	岬沖空港線	S47.11.24	S55.4.11	48	20	4	2,070	22	22	330		
11	3・4・12	恩田通線	S31.10.19	S31.10.19	64	20	4	1,080	23	20	230		
									24	20	380		
12	3・4・13	東海岸線	S31.10.19	H15.3.4	64	20	4	4,150	25	20	420		
13	3・5・17	常盤町岬線	S31.10.19	S39.7.31	64	15	2	2,480	26	15	980		
									27	15	150		
14	3・5・18	新町明治町線	S31.10.19	H16.3.2	64	15	2	1,470	28	15	100		
15	3・5・19	寿町港町線	S31.10.19	S31.10.19	64	15	2	920	29	15	90		
									30	15	410		
16	3・5・20	東新川明治町線	S31.10.19	S31.10.19	64	15	2	660	31	15	130		
									32	15	70		
17	3・5・22	西割新開作線	S36.11.17	S36.11.17	59	15	2	1,990	33	15	1,550		
									34	15	190		
18	3・5・23	則貞笹山線	S31.10.19	S39.3.4	64	12	2	1,930	35	12	320		
									36	12	700		
									37	12	680		
									38	15	230		
19	3・5・24	中山西本町線	S42.12.7	H18.12.12	53	12	2	2,970	39	12	1,800		
									40	12	250		
20	3・6・25	小串神原線	S31.10.19	H18.12.12	64	8	-	5,040	41	15	810		
									42	15	480		
21	3・6・26	鍋倉東割線	S36.11.17	H13.12.14	59	9	-	2,660	43	9	1,930		
		合計21路線							74,780			32,000	

(\* 名称、車線の数の追加等の変更は含まない。)

(出典：宇部市都市計画道路見直し基本方針)

▼ 路線機能による評価結果 (1/2)

※着色列の項目は重複評価しない

検討区間番号	路線名	計画延長 (m)	計画幅員 (m)	計画車線数	現道の有無	交通機能						交通機能合計	空間機能						空間機能合計	市街地形成機能				市街地形成機能合計	合計 必要性の評価	
						自動車交通需要		アクセス機能		歩行系ネットワーク			都市環境 景観の保 全・ 向上	都市防災			収容空間 ライフライン の 収容	都市構造の主軸や土地利用の方向								
						将来推計交通量	主要渋滞箇所 (区間)	地域公共交通計画	自転車活用推進計画	バリアフリー化MP	小中学校			緊急輸送道路	広域輸送拠点	指定緊急避難場所		第2,3次救急医療施設		主要道路	都市機能誘導区域	居住誘導区域	面整備			
																										都市構造の主軸や土地利用の方向
1	柳ヶ瀬丸河内線	3,830	28	4	有	15,900~22,400台/日	-	◎	-	-	◎	6	-	◎	-	○	◎	-	2	◎	-	○	○	3	11 必要性・高	
2		1,370			無	9,500台/日	-	-	-	-	◎	4	-	-	◎	○	-	-	-	2	◎	-	○	○	3	9 必要性・高
3		1,210			無	9,100台/日	-	-	-	-	◎	4	-	-	-	○	-	-	-	1	◎	-	○	○	3	8 必要性・高
4		2,460			有	12,300~32,200台/日	-	◎	-	-	-	-	4	-	◎	-	○	-	-	-	2	◎	-	○	○	3
5	中央線	80	50	4	有	15,500台/日	-	◎	-	◎	-	6	○	◎	-	○	◎	-	3	◎	◎	○	-	2	11 必要性・高	
6		940	20		有	10,500~12,700台/日	-	◎	○	-	◎	6	-	◎	-	○	-	-	2	-	-	○	○	2	10 必要性・高	
7	参宮線	300	25	4	有	8,000台/日	-	◎	-	-	-	4	-	◎	-	-	-	-	2	◎	-	-	○	3	9 必要性・高	
8	新町明神線	1,110	25	4	有	24,100~30,800台/日	-	-	-	-	-	2	○	-	-	○	-	○	3	◎	-	○	-	2	7 必要性・低	
9	宇部新川駅八王子線	80	25	2	有	- 500台/日	-	-	○	◎	◎	3	○	-	-	○	◎	-	3	-	◎	○	-	2	8 必要性・高	
10		360			有(一部)	7,800~8,900台/日	-	◎	-	-	◎	6	-	-	-	○	-	-	-	1	-	-	○	-	1	8 必要性・高
11		740	18	有(一部)	6,200~9,800台/日	-	-	-	-	◎	4	-	-	-	○	-	-	-	1	-	-	○	○	2	7 必要性・低	
12		1,120	15	有	1,200~6,000台/日	-	◎	○	-	◎	6	-	-	-	○	◎	-	-	2	-	-	○	○	2	10 必要性・高	
13		420		有	5,300台/日	-	-	-	-	-	2	-	-	-	○	-	-	-	1	-	-	○	○	2	5 必要性・低	
14	琴芝宇部港線	430	15	4	無	3,300台/日	-	-	-	-	◎	2	-	-	-	○	◎	-	2	-	-	○	○	2	6 必要性・低	
15	則貞曹達線	310	25	4	有	10,400~12,800台/日	-	◎	-	-	◎	6	-	◎	-	○	-	-	2	-	-	-	○	1	9 必要性・高	
16		800	36		有	10,100台/日	-	◎	-	-	-	4	-	◎	-	○	-	-	-	2	-	-	-	○	1	7 必要性・低
17	宇部駅波多野開作線	1,040	25	2	有	16,900~22,100台/日	○	◎	-	◎	-	7	-	-	-	○	-	-	1	◎	-	○	○	3	11 必要性・高	
18		1,240			無	4,900台/日	-	-	-	-	◎	4	-	-	-	○	-	-	-	1	◎	-	-	○	3	8 必要性・高
19		690			有	9,100台/日	-	-	-	-	◎	4	-	-	-	○	-	-	-	1	◎	-	-	○	3	8 必要性・高
20		880			18	有	13,800台/日	-	◎	-	-	-	4	-	-	-	○	-	-	-	1	◎	-	-	○	3
21	逢坂線	360	25	4	有	22,900台/日	-	-	-	-	-	2	-	◎	-	-	-	-	2	◎	-	-	○	3	7 必要性・低	

▼ 路線機能による評価結果 (2/2)

※着色列の項目は重複評価しない

検討区間番号	路線名	計画延長(m)	計画幅員(m)	計画車線数	現道の有無	交通機能						交通機能合計	空間機能					空間機能合計	市街地形成機能				市街地形成機能合計	合計 必要性の評価		
						自動車交通需要		アクセス機能		歩行系ネットワーク			都市環境 景観の保全・向上	都市防災			収容空間 ライフラインの 収容		都市構造の主軸や土地利用の方向							
						将来推計交通量	主要渋滞箇所(区間)	地域公共交通計画	自転車活用推進計画	バリアフリー化MP	小中学校			緊急輸送道路	広域輸送拠点	指定緊急避難場所			第2,3次救急医療施設	主要道路	都市機能誘導区域	居住誘導区域			面整備	
22	岬沖空港線	330	22	4	有	- 3,200台/日	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	○	1	1 必要性・低		
23	恩田通線	230	20	4	有	- 1,900台/日	-	-	-	-	◎	2	-	-	-	○	-	-	1	-	-	○	○	2	5 必要性・低	
24		有			- 3,400台/日	-	-	-	-	-	-	◎	-	○	-	-	-	2	-	-	-	○	○	1	3 必要性・低	
25	東海岸線	420	20	4	無	- 2,900台/日	-	-	-	-	-	0	-	-	-	○	-	-	1	◎	-	○	○	3	4 必要性・低	
26	常盤町岬線	980	15	2	有(一部)	- 200台/日	-	-	-	-	◎	2	-	-	-	○	-	-	1	-	-	○	-	1	4 必要性・低	
27		有			- 100台/日	-	-	-	-	-	◎	2	-	-	-	○	-	-	-	1	-	-	○	-	1	4 必要性・低
28	新町明治町線	100	15	2	有	- 3,600台/日	-	-	-	-	-	0	○	-	-	○	-	-	2	-	◎	○	-	2	4 必要性・低	
29	寿町港町線	90	15	2	無	- 1,900台/日	-	-	-	-	-	0	○	-	-	○	-	-	2	-	◎	○	-	2	4 必要性・低	
30		有			- 0台/日	-	-	-	-	-	-	0	○	-	-	○	-	-	-	2	-	-	○	-	1	3 必要性・低
31	東新川明治町線	130	15	2	無	- 1,000台/日	-	-	-	-	◎	2	-	-	-	○	-	-	1	-	-	○	-	1	4 必要性・低	
32		無			- 500台/日	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	○	-	-	-	1	-	-	○	-	1	2 必要性・低
33	西割新開作線	1,550	15	2	有	- 1,600台/日	-	-	-	-	◎	2	-	-	-	○	-	-	1	-	-	-	-	0	3 必要性・低	
34		有			- 0台/日	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	○	1	1 必要性・低
35	則貞笹山線	320	12	2	有	- 3,600台/日	-	-	-	-	-	0	-	-	◎	○	-	-	2	-	-	○	○	2	4 必要性・低	
36		有(一部)			- 2,300台/日	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	○	◎	-	-	2	-	-	○	○	2	4 必要性・低
37		有(一部)			- 1,700台/日	-	-	-	-	-	◎	2	-	-	-	○	◎	-	-	2	-	-	○	○	2	6 必要性・低
38		有(一部)			- 2,600台/日	-	-	-	-	-	◎	2	-	-	-	○	-	-	-	1	-	-	○	○	2	5 必要性・低
39	中山西本町線	1,800	12	2	有(一部)	◎ 7,000~8,600台/日	-	-	-	-	◎	4	-	-	-	○	-	-	1	-	-	○	○	2	7 必要性・低	
40		有			◎ 4,700台/日	-	-	-	-	-	-	2	○	-	-	○	◎	-	-	3	-	◎	○	-	2	7 必要性・低
41	小串神原線	810	15	-	有	◎ 4,400~6,100台/日	-	◎	-	-	◎	6	-	-	-	○	-	-	1	-	-	○	○	2	9 必要性・高	
42		有			- 2,200台/日	-	◎	-	-	◎	4	-	-	-	○	-	-	-	1	-	-	○	○	2	7 必要性・低	
43	鍋倉東割線	1,930	9	-	無	◎ 1,200~5,400台/日	-	-	-	-	◎	4	-	-	-	○	-	-	1	-	-	○	○	2	7 必要性・低	

## 1-2 必要性の評価方法

見直し検討フローに基づき、(3) 必要性の評価をするための検証方法について整理します。

### ■ CHECK1 : 代替路線の有無

以下に示す検証項目について確認を行い、総合的に代替路線の有無を判定します。

#### 【検証項目】

**対象となる都市計画道路と同程度の道路機能（交通機能等）を備えていること**

#### 【評価方法】

対象路線（区間）と同程度の道路規格（幅員、交通容量等）を備えている場合は評価

#### 【検証項目】

**対象となる都市計画道路の周辺に位置しており、起終点やルートなどが近似していること**

#### 【評価方法】

対象路線（区間）から概ね500m以内に位置している場合は評価

#### 【検証項目】

**代替路線に交通渋滞などが生じていないこと**

#### 【評価方法】

現在及び将来の混雑度が1.25未満の場合は評価

#### <基準>

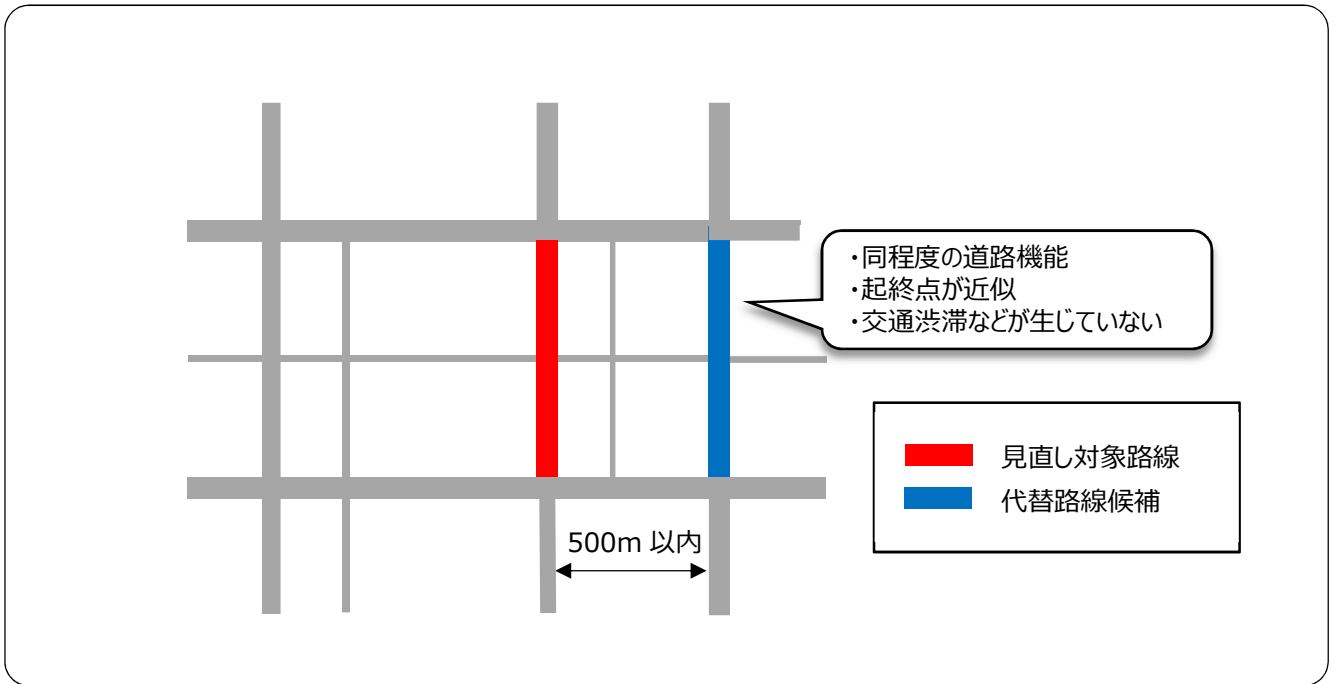
混雑度とは、交通容量に対する、実際の交通量の割合のことであり、道路の混み具合を表す数値です。また、混雑度の値については、以下が目安とされています。

#### ▼ 混雑度の考え方（混雑度 = 交通量 / 交通容量）

混雑度	交通状況の推定
1.0 未満	昼間12 時間を通して、道路が混雑することがなく、円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。
1.0~1.25	昼間12 時間のうち道路の混雑する可能性のある時間帯が1~2 時間（ピーク時間）ある。何時間も混雑が連続するという可能性は小さい。
1.25~1.75	ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性の高い状態。ピーク時間のみの混雑から日中の連続的混雑への過度状態と考えられる。
1.75 以上	慢性的混雑状態を呈する。

（出典：道路の交通容量（S59.9日本道路協会））

▼ 代替路線のイメージ



## ■ CHECK2 : 実現性の課題の有無

以下に示す検証項目について確認を行い、総合的に実現性の課題の有無を判定します。

【検証項目】

**自然景観への影響**

【評価方法】

風致地区、特別緑地保全地区を新たに通過する場合は影響あり

【検証項目】

**公共施設等（学校、病院等）の支障物**

【評価方法】

小中学校、高等学校、大学及び救急医療施設を通過する場合は影響あり

【検証項目】

**地域コミュニティの分断**

【評価方法】

現道が存在せず、路線（区間）の整備により新たな地域の分断が生じる場合は影響あり

【検証項目】

**居住誘導への影響**

【評価方法】

「宇部市立地適正化計画」における居住誘導区域外を通過する場合は影響あり

【検証項目】

**物理的・地形的な困難さ**

【評価方法】

地形条件等により、既存の道路との接続に問題が生じる場合は影響あり

【検証項目】

**道路構造令との整合**

【評価方法】

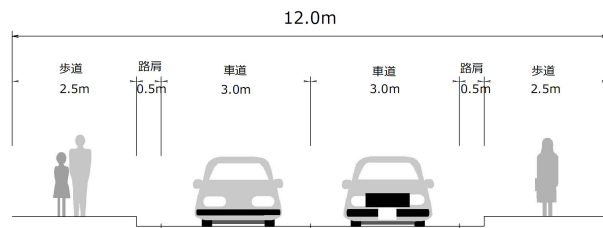
現在の計画が道路構造令の基準を満たしていない場合は影響あり

<基準>

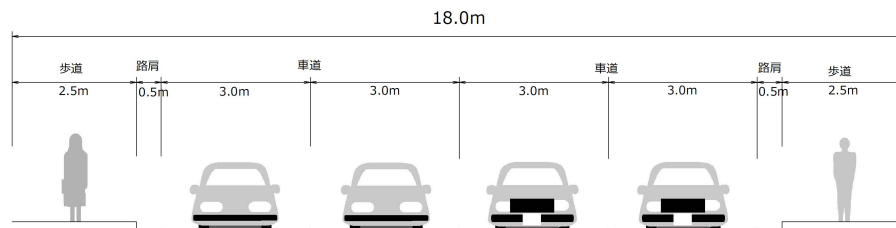
道路構造令に基づく最低幅員については、以下を目安としています。

## ▼ 道路構造令に基づく最低幅員

### ■ 2車線の場合



### ■ 4車線の場合



※歩道は、路上施設帯0.5mを含んでいる。

※歩道が自転車道や自転車歩行者道となる場合がある。

### 【検証項目】

#### 交差点形状の複雑化

### 【評価方法】

道路・鉄道との交差により、施工性に問題がある場合は影響あり

### 【検証項目】

#### 支障物件の多さ

### 【評価方法】

都市計画法第53条の許可件数が5件以上の場合は影響あり

### 【検証項目】

#### 地元の意向

### 【評価方法】

地元の反対がある場合は影響あり

### 【検証項目】

#### 事業化の見通し

### 【評価方法】

事業の見通しが不明の場合は影響あり

## ■ CHECK3 : 計画廃止時の影響確認

以下に示す検証項目について確認を行い、総合的に計画廃止時の影響を判定します。

【検証項目】

**周辺道路の将来交通量や混雑度**

【評価方法】

現在の都市計画道路網において、廃止候補周辺の混雑度が1.25以上の場合は影響あり

【検証項目】

**道路網としての連続性**

【評価方法】

ネットワークが連続しない区間が生じる場合は影響あり

【検証項目】

**防災ネットワーク、歩行系ネットワークの連続性**

【評価方法】

防災ネットワークとして、緊急輸送道路に位置付けられている場合や広域輸送拠点、救急医療施設などの連絡に支障となる場合、また歩行系ネットワークとして小中学校が500mの範囲内に存在する路線（区間）で概ね2.0m以上の歩道が連続して確保されていない場合は影響あり

【検証項目】

**上位・関連計画との整合**

【評価方法】

「宇部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「宇部市都市計画マスタープラン」、「宇部市立地適正化計画」及び「宇部市地域公共交通計画」と整合が図れていない場合は影響あり



### **1-3 必要性の評価及び見直し方針案の検証結果**

---

見直し検討フローに基づき、(3) 必要性の評価及び(4) 見直し方針案の検証・決定による課題や影響の有無を確認します。

検証の結果、10区間(12.0km)が「存続案」、5区間(3.8km)が「変更案」、28区間(16.2km)が「廃止案」と判定されました。

▼ 必要性の評価及び見直し方針案の検証結果 (1/2)

検討 区間 番号	路線名	計画 延長 (m)	計画 幅員 (m)	計画 車線数	現道の有無	合計 必要性の評価	CHECK1: 代替路線の有無	存続候補					廃止候補					見直し方針案												
								CHECK2:実現性の課題の有無					CHECK3:計画廃止時の影響確認																	
								環境への影 響	まちづくりへの 影響	施工性	沿道住民の 意向	事業性	確認の結果 課題の有無	周辺道路の 将来交通量 や混雑度	道路網として の連続性	防災ネットワーク、 歩行系ネットワ ークの連続性	上位・関連計 画との整合		当該路線固 有の課題	確認結果 影響の大小										
1	柳ヶ瀬丸河内線	3,830	28	4	有	11 必要性・高	無				○	-	無							存続案										
2		1,370			無	9 必要性・高	無						○	○	有							変更案								
3		1,210			無	8 必要性・高	無							○	○	有							変更案							
4		2,460			有	9 必要性・高	無									○	無						存続案							
5	中央線	80	50	4	有	11 必要性・高	無														存続案									
6		940	20		有	10 必要性・高	有									○	○				小	廃止案								
7	参宮線	300	25	4	有	9 必要性・高	無														存続案									
8	新町明神線	1,110	25	4	有	7 必要性・低									○	○			○	○	大	存続案								
9	宇部新川駅八王子線	80	25	2	有	8 必要性・高	有									○	○		○	○	大	変更案								
10		360			有 (一部)	8 必要性・高	有											○	○				小	廃止案						
11		740	18	有 (一部)	7 必要性・低												○					小	廃止案							
12		1,120	15	有	10 必要性・高	有											○	○				小	廃止案							
13		420		有	5 必要性・低																		小	廃止案						
14	琴芝宇部港線	430	15	4	無	6 必要性・低																小	廃止案							
15	則貞曹違線	310	25	4	有	9 必要性・高	無																○	有	変更案					
16		800	36		有	7 必要性・低												○	○					小	廃止案					
17	宇部駅波多野開作線	1,040	25	2	有	11 必要性・高	無																	○	無	存続案				
18		1,240			無	8 必要性・高	無																		○	無	存続案			
19		690			有	8 必要性・高	無																			○	無	存続案		
20		880			18	有	8 必要性・高	無																		○	無	存続案		
21	逢坂線	360	25	4	有	7 必要性・低																		○	○	○	○	○	大	存続案

▼ 必要性の評価及び見直し方針案の検証結果 (2/2)

検討 区間 番号	路線名	計画 延長 (m)	計画 幅員 (m)	計画 車線数	現道の有無	合計 必要性の評価	CHECK1: 代替路線の有無	存続候補					廃止候補					見直し方針案				
								CHECK2:実現性の課題の有無					CHECK3:計画廃止時の影響確認									
								環境への影 響	まちづくりへの 影響	施工性	沿道住民の 意向	事業性	確認の結果 課題の有無	周辺道路の 将来交通量 や混雑度	道路網として の連続性	防災ネットワーク、 歩行系ネットワー クの連続性	上位・関連計 画との整合		当該路線固 有の課題	確認結果 影響の大小		
22	岬沖空港線	330	22	4	有	1 必要性・低												小	廃止案			
23	恩田通線	230	20	4	有	5 必要性・低											○		小	廃止案		
24		380			有	3 必要性・低												○		小	廃止案	
25	東海岸線	420	20	4	無	4 必要性・低											○		小	廃止案		
26	常盤町岬線	980	15	2	有 (一部)	4 必要性・低													○	小	廃止案	
27		150			有	4 必要性・低															○	小
28	新町明治町線	100	15	2	有	4 必要性・低										○		○		小	廃止案	
29	寿町港町線	90	15	2	無	4 必要性・低												○		小	廃止案	
30		410			有	3 必要性・低															○	小
31	東新川明治町線	130	15	2	無	4 必要性・低											○			小	廃止案	
32		70			無	2 必要性・低																小
33	西割新開作線	1,550	15	2	有	3 必要性・低														小	廃止案	
34		190			有	1 必要性・低																小
35	則貞笹山線	320	12	2	有	4 必要性・低														小	廃止案	
36		700			有 (一部)	4 必要性・低													○		小	廃止案
37		680			有 (一部)	6 必要性・低													○		小	廃止案
38		230			有 (一部)	5 必要性・低																小
39	中山西本町線	1,800	12	2	有 (一部)	7 必要性・低														小	廃止案	
40		250			有	7 必要性・低													○	○		小
41	小串神原線	810	15	-	有	9 必要性・高	無				○		○	有							変更案	
42		480			有	7 必要性・低													○		小	廃止案
43	鍋倉東割線	1,930	9	-	無	7 必要性・低											○		小	廃止案		

## 1-4 見直し方針案の検証

各路線（区間）の見直し方針を決定するにあたり、道路網（ネットワーク）の検証を行います。

検証は、都市計画道路の見直し前の将来道路網（見直し前）と見直し方針案を実際に反映させた場合の将来道路網（見直し後）における交通量の変化から、見直しによる影響を以下の項目について確認します。なお、道路網（ネットワーク）として問題がある場合は、必要性の評価及び見直し方針案の検証を再度行います。

### 【検証項目】

#### 新たな混雑の発生

### 【評価方法】

路線（区間）を変更・廃止した場合、交通が分散し、周辺道路の交通量の増加が予想されることから、見直し前に 1.25 未満であった路線（区間）の混雑度が、見直し後 1.25 以上となる場合は影響あり

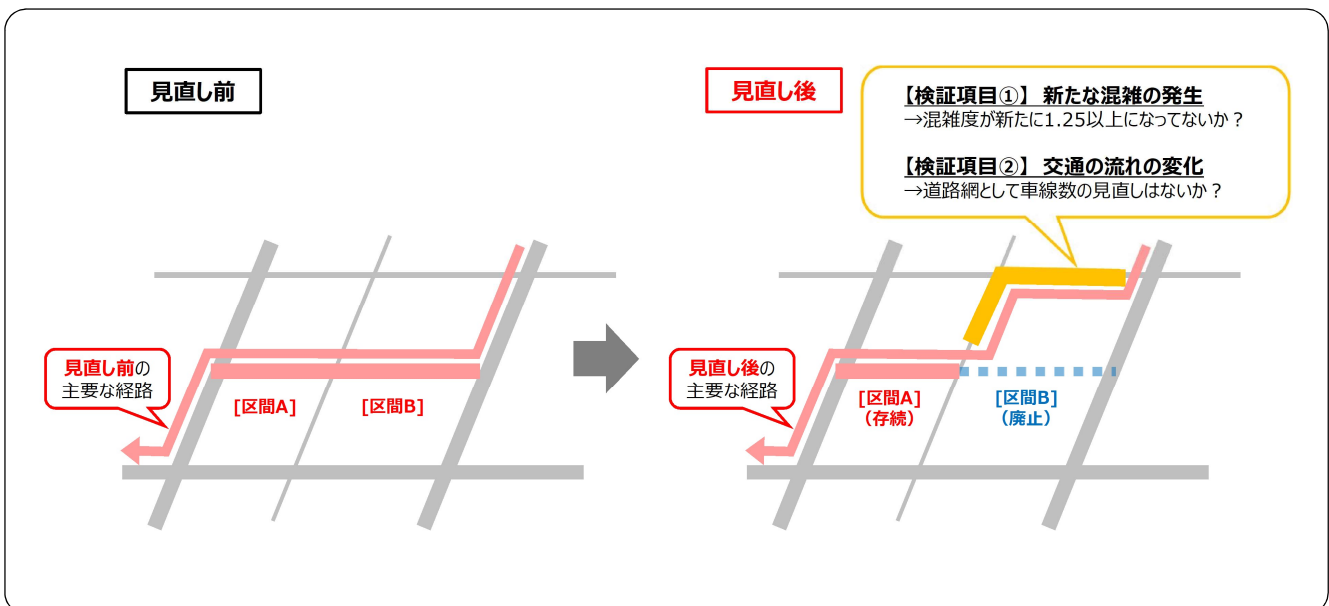
### 【検証項目】

#### 交通の流れの変化

### 【評価方法】

流動の変化により、見直し後、周辺道路網において新たに車線数を増やすことが必要となる将来交通量が確認され、その路線（区間）が一定程度連続する場合は影響あり

### ▼ 見直し方針案の検証方法



## ▼ 道路構造令で定められた必要な車線数

### 第4種の道路の区分

道路の種類	計画交通量 (単位1日につき台)			
	10,000以上	4,000以上 10,000未満	500以上 4,000未満	500未満
一般国道	第1級		第2級	
都道府県道	第1級	第2級	第3級	
市町村道	第1級	第2級	第3級	第4級

《道路構造令第3条第2項》

#### ■車線数が2の場合

区 分		設計基準交通量 (単位1日につき台)
第4種	第1級	12,000
	第2級	10,000
	第3級	9,000

交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。

《道路構造令第5条第2項》

#### ■車線数が4以上の場合

区 分		1車線あたりの設計基準交通量 (単位1日につき台)
第4種	第1級	12,000
	第2級	10,000
	第3級	10,000

交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線あたりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線あたりの設計基準交通量とする。

《道路構造令第5条第3項》

車線数は、各路線（区間）の幅員構成に必要な条件で、1車線あたりの設計基準交通量から定めることを基本とします。

## 1-5 見直し方針の決定

---

検証の結果、「変更案」、「廃止案」と分類された路線（区間）がすべて変更あるいは廃止されても道路網の影響は認められなかったことから、各路線（区間）の見直し方針案の通り、見直し方針を決定しました。

## 2. 都市計画道路の見直し方針

### 2-1 都市計画道路の見直し方針

---

見直し対象の21路線 43区間（32.0km）について、見直し検討フローに基づく評価・検証を行ったところ、『存続』が10区間（12.0km）、『変更』が5区間（3.8km）、『廃止』が28区間（16.2km）となりました。

#### （留意事項）

- 都市計画道路が廃止されても、現道がなくなるわけではありません。
- 現道に対するご要望等については、これまで同様、安全・安心のために必要な措置を検討していきます。
- 見直し方針は見直しの方向性を整理したもので、今後、皆様のご意見や都市計画法に基づく手続きなどを踏まえて確定していきます。

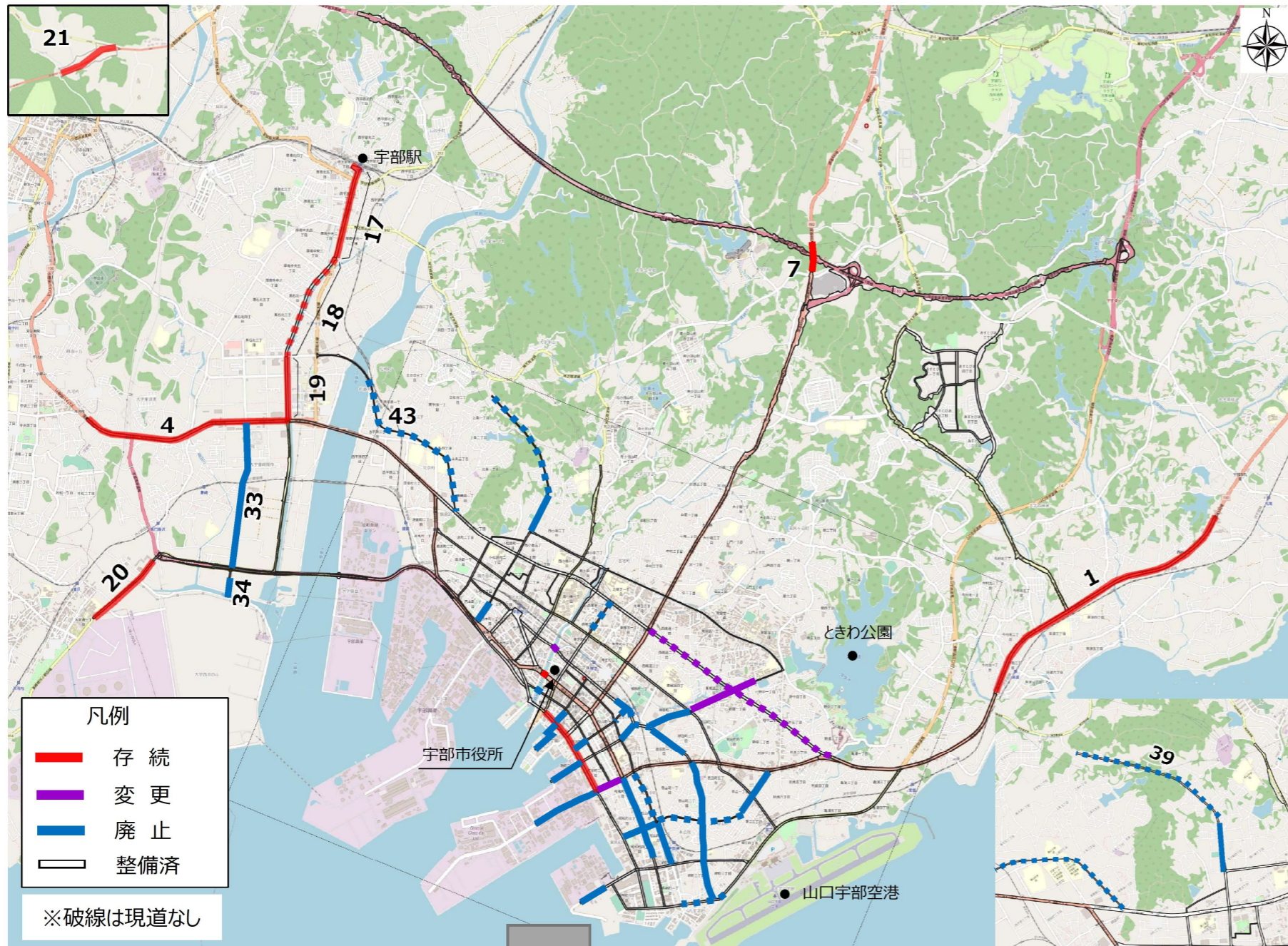
▼ 都市計画道路の見直し方針

検討 区間 番号	路線名	計画 延長 (m)	計画 幅員 (m)	計画 車線数	現道の 有無	見直し方針
1	柳ヶ瀬丸河内線	3,830	28	4	有	存続
2		1,370			無	変更
3		1,210			無	変更
4		2,460			有	存続
5	中央線	80	50	4	有	存続
6		940	20		有	廃止
7	参宮線	300	25	4	有	存続
8	新町明神線	1,110	25	4	有	存続
9	宇部新川駅八王子線	80	25	2	有	変更
10		360			有 (一部)	廃止
11		740	18		有 (一部)	廃止
12		1,120	15		有	廃止
13		420			有	廃止
14	琴芝宇部港線	430	15	4	無	廃止
15	則貞曹達線	310	25	4	有	変更
16		800	36		有	廃止
17	宇部駅波多野開作線	1,040	25	2	有	存続
18		1,240			無	存続
19		690			有	存続
20		880			18	有
21	逢坂線	360	25	4	有	存続
22	岬沖空港線	330	22	4	有	廃止

検討 区間 番号	路線名	計画 延長 (m)	計画 幅員 (m)	計画 車線数	現道の 有無	見直し方針
23	恩田通線	230	20	4	有	廃止
24		380			有	廃止
25	東海岸線	420	20	4	無	廃止
26	常盤町岬線	980	15	2	有 (一部)	廃止
27		150			有	廃止
28	新町明治町線	100	15	2	有	廃止
29	寿町港町線	90	15	2	無	廃止
30		410			有	廃止
31	東新川明治町線	130	15	2	無	廃止
32		70			無	廃止
33	西割新開作線	1,550	15	2	有	廃止
34		190			有	廃止
35	則貞笹山線	320	12	2	有	廃止
36		700			有 (一部)	廃止
37		680			有 (一部)	廃止
38		230			15	有 (一部)
39	中山西本町線	1,800	12	2	有 (一部)	廃止
40		250			有	廃止
41	小串神原線	810	15	2	有	変更
42		480			有	廃止
43	鍋倉東割線	1,930	9	2	無	廃止



▼ 都市計画道路の見直し方針（位置図）

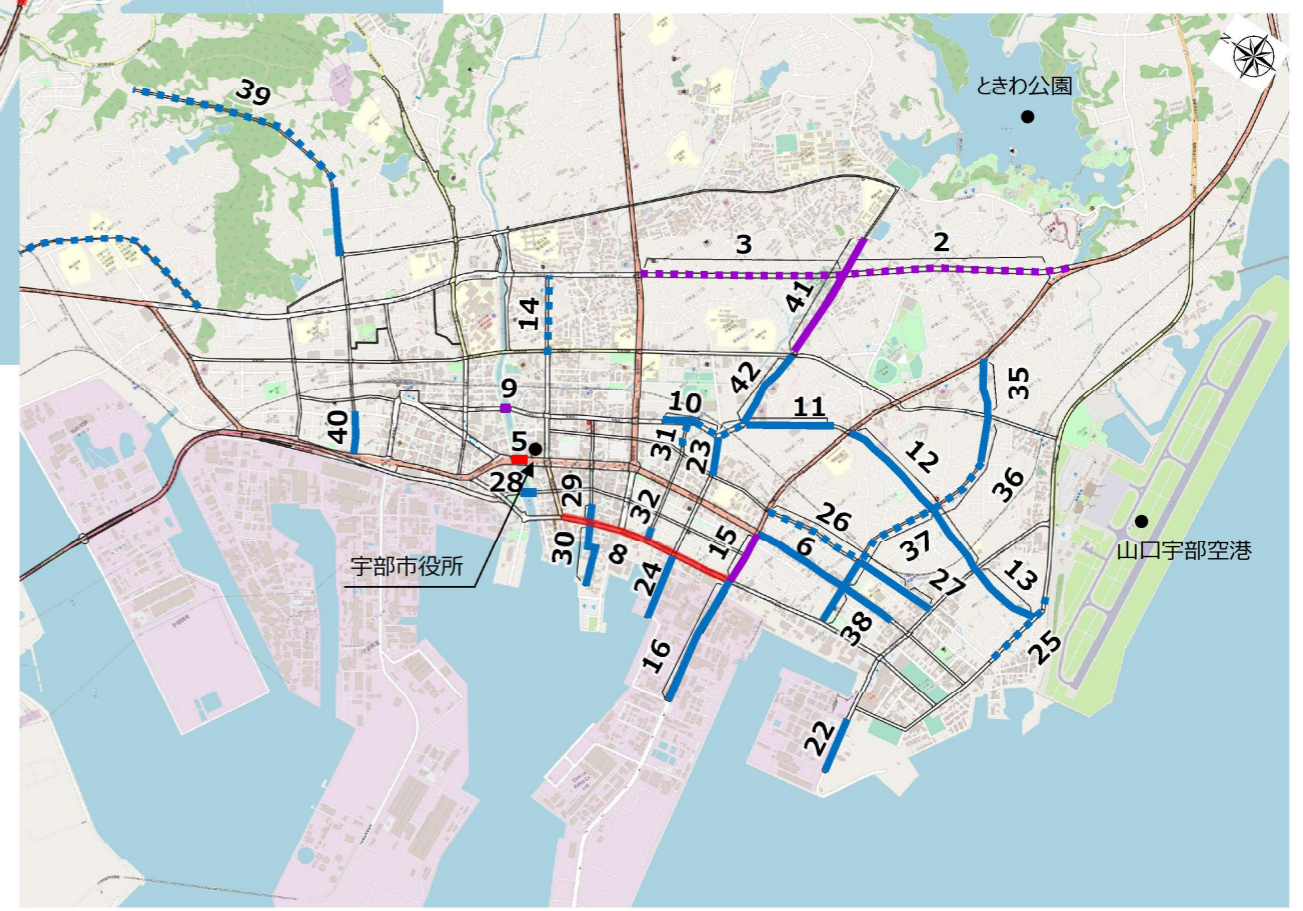


番号	検討区間	名称
3.3.3	1	柳ノ瀬丸河内線
	2	
	3	
	4	
3.3.4	5	中央線
	6	
3.3.5	7	参宮線
3.3.6	8	新町明神線
3.3.7	9	宇部新川駅八王子線
	10	
	11	
	12	
3.3.8	13	琴芝宇部港線
	14	
3.3.9	15	則貞曹達線
	16	
3.3.14	17	宇部駅波多野開作線
	18	
	19	
	20	
3.3.37	21	逢坂線
3.4.10	22	岬沖空港線
3.4.12	23	恩田通線
	24	

番号	検討区間	名称
3.4.13	25	東海岸線
3.5.17	26	常盤町岬線
	27	
3.5.18	28	新町明治町線
3.5.19	29	寿町港町線
	30	
3.5.20	31	東新川明治町線
	32	
3.5.22	33	西割新開作線
	34	
3.5.23	35	則貞笹山線
	36	
	37	
	38	
3.5.24	39	中山西本町線
	40	
3.6.25	41	小串神原線
	42	
3.6.26	43	鍋倉東割線

※表示数字は検討区間番号

■見直し方針  
 全体 43区間 32.0km  
 存続 10区間 12.0km  
 変更 5区間 3.8km  
 廃止 28区間 16.2km



## 3. 都市計画道路の見直しに向けて

### 3-1 市民の合意形成

---

未着手の都市計画道路については、長期にわたり建築制限がかけ続けられてきたことや、沿線の土地利用はその整備を前提として行われてきた経緯があるものが存在するなど、その見直しが市民や利害関係者に及ぼす影響も大きいと考えられます。

このため、見直しを行うに当たっては、都市計画道路の見直しの必要性や見直しに至った社会経済状況の変化及びこれからの整備の進め方などを分かりやすく説明し、十分な理解を得ることができるよう努めます。

## 3-2 都市計画道路の見直しに向けて

都市計画道路の見直しに当たっては、見直し方針に関する情報提供を行うとともに、市民との合意形成に努めます。また、合意が得られた路線（区間）について、準備が整い次第、順次、都市計画法に基づく手続きを進めていきます。

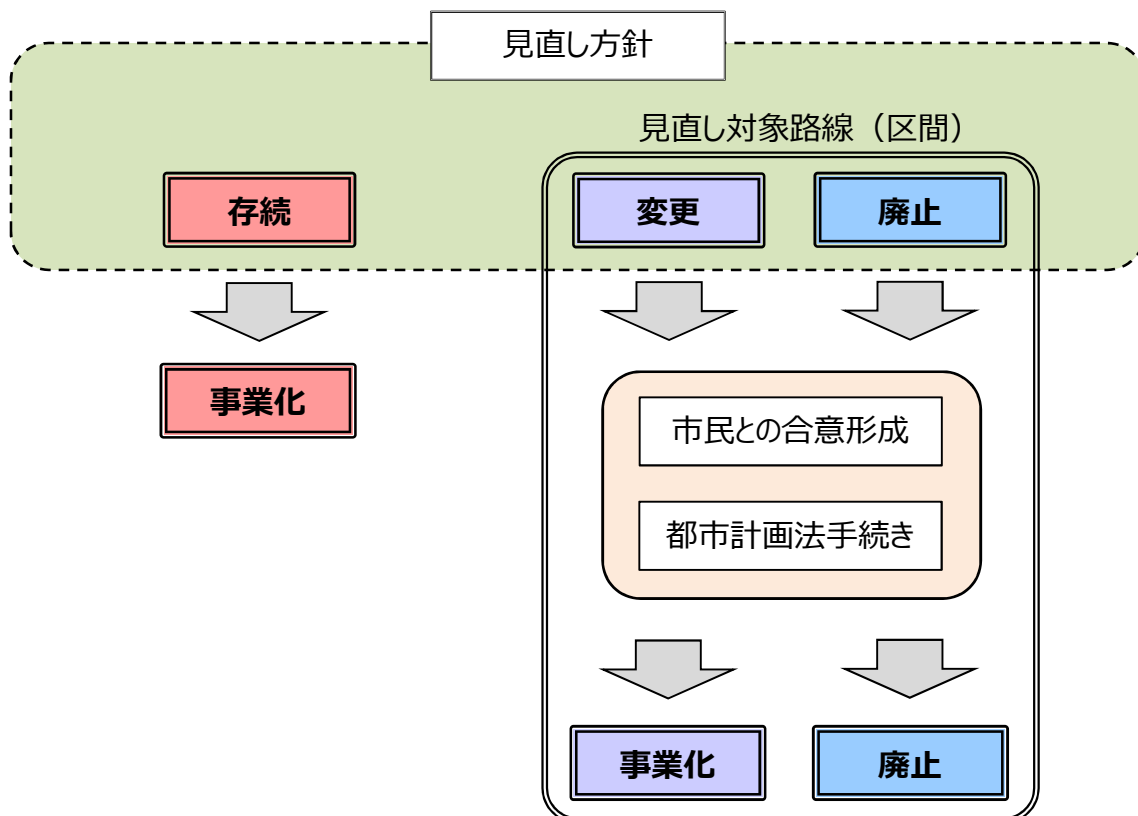
なお、これからも社会情勢の変化などにより、都市計画道路に求められる機能が変化することも予想されます。このため、今後も定期的に都市計画道路の必要性を検証し、必要性に変化が生じた場合には、適時適切に見直しを行うこととします。

『存続』・・・事業化に向け、関係機関との協議・調整を進めます。

『変更』・・・事業化に向け、関係機関との協議・調整を進めます。また、道路幅員や車線数の見直しなど詳細な検討を進め、市民との合意形成を図りながら都市計画法に基づく手続きを進めます。

『廃止』・・・路線（区間）ごとに、市民との合意形成を図りながら都市計画法に基づく手続きを進めます。

### ▼ 今後の進め方



### 3-3 都市計画道路の整備方針

---

見直しに当たって、『存続』、『変更』とされた都市計画道路については、「宇部市都市計画マスタープラン」などの上位計画に位置づけられた将来都市像の実現に向け、道路が受け持つ機能や周辺に与える影響を考慮しつつ、優先整備の考え方や事業着手時期を明らかにすることで事業化を推進します。

#### (整備方針)

- 優先整備の考え方を示すことで、事業の透明性を確保し、整備に対する理解度を高めます。
- 限りある財源のもと、事業の「選択と集中」を行い、重点的に優先度の高い路線（区間）を整備します。
- 事業着手時期を示すことで、計画的な土地利用が可能となります。

## 令和5年9月 産業建設委員会

### 報告事項 宇部市公共交通協議会について

#### 【令和5年度 第1回 宇部市公共交通協議会】

1 開催日 令和5年6月20日 10:00～11:30

#### 2 議 事

- (1) 宇部市地域公共交通計画の目標に対する令和4年度実績・・・資料1
- (2) 西宇部地区コミュニティタクシーの変更・・・資料2
- (3) 原地区コミュニティタクシーに使用する車両に係る移動円滑化基準の適用除外・・・資料3
- (4) 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助、車両減価償却費等補助）  
に係る計画認定申請・・・資料4
- (5) 山口宇部空港から長門・美祢直通便実証運行・・・資料5
- (6) 「スマート空港タクシー」に係る協議事項・・・資料6
- (7) 令和4年度収支決算及び監査報告・・・資料7
- (8) 令和5年度事業計画及び予算（案）・・・資料8

# 宇部市地域公共交通計画の目標に対する令和4年度実績

資料1

## 評価指標① 地域住民等の公共交通の利用者数

指標	基準値 (令和元年度)	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
鉄道利用者数 (JR宇部線)	4,139人/日	3,409人/日	3,357人/日	12月頃確定	4,000人/日
路線バス利用者数 (宇部市交通局)	6,064人/日	4,698人/日	4,724人/日	5,056人/日	5,500人/日

## 評価指標② 学生の公共交通の利用割合

指標	基準値 (令和元年度)	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
鉄道通学生の割合	32.4%	36.7%	33.6%	33.6%	37.0%
バス通学生の割合	5.8%	6.3%	6.8%	6.8%	7.0%

## 評価指標③ 地域内交通の利用者数

指標	基準値 (令和元年度)	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
地域内交通の利用者数	9,785人/年	9,794人/年	10,128人/年	10,365人/年	12,000人/年

## 評価指標④ 地域内交通の年間収支率

指標	基準値 (令和元年度)	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
コミュニティタクシー 年間収支率20%以上	目標達成 2地域/5地域	目標達成 2地域/6地域	目標達成 3地域/6地域	目標達成 2地域/6地域	目標達成 全ての地域
デマンドバス 年間収支率5%以上	目標達成 0地域/3地域	目標達成 0地域/3地域	目標達成 0地域/3地域	目標達成 0地域/3地域	目標達成 全ての地域

## 評価指標⑤ 観光地等への最寄りのバス停等における路線バス等の1日の乗降者数

指標	基準値 (令和元年度)	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
ときわ公園入口バス停の乗降者数	142人/日	89人/日	106人/日	103人/日	130人/日
山口宇部空港バス停の乗降者数	320人/日	107人/日	133人/日	120人/日	290人/日
宇部新川駅バス停の乗降者数	1,808人/日	1,452人/日	1,574人/日	1,565人/日	1,630人/日
JR宇部新川駅の乗降者数	1,655人/日	1,202人/日	1,216人/日	12月頃確定	1,600人/日

評価指標⑥ 公共交通の利用促進活動

指標	基準値 (令和元年度)	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
路線バス乗り方教室への参加者数	1,179人/年	1,159人/年	1,480人/年	1,605人/日	1,200人/年
ICカード利用率(宇部市交通局)			2.9%	17.7%	60.0%

評価指標⑦ 公的資金が投入されている公共交通事業の収支率

指標	基準値 (H30.10.1~R1.9.30)	基準値 (R1.10.1~R2.9.30)	実績値 (R2.10.1~R3.9.30)	実績値 (R3.10.1~R4.9.30)	目標値 (R7.10.1~R8.9.30)
バス事業者の乗合事業の経常収支比率					
宇部市交通局	61.4%	54.7%	50.0%	53.0%	62.0%
船木鉄道株式会社	38.6%	36.8%	35.6%	36.3%	39.0%
サンデン交通株式会社	72.1%	61.9%	60.5%	61.5%	73.0%

評価指標⑧ 鉄道・路線バスの円滑な乗継(JR宇部駅での山陽本線の電車との接続)

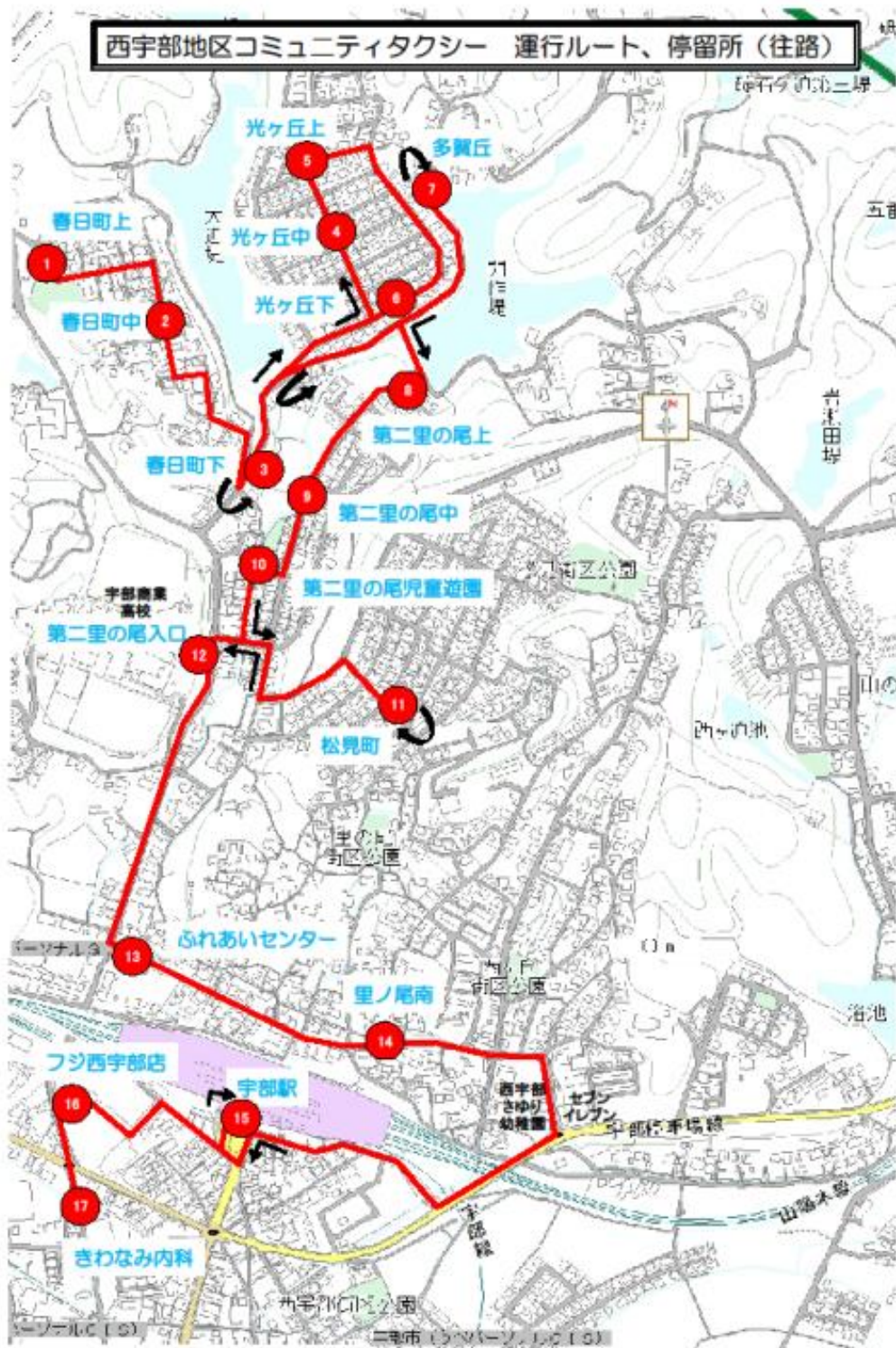
指標	基準値 (令和元年度)	基準値 (令和2年度)	実績値 (令和3年度)	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
接続時間が15分程度の割合					
JR山陽本線・上り					
バス・宇部線→山陽本線	75.0%	67.0%	100.0%	86.0%	100%
山陽本線→バス・宇部線	58.0%	42.0%	86.0%	86.0%	100%
JR山陽本線・下り					
バス・宇部線→山陽本線	57.0%	79.0%	75.0%	67.0%	100%
山陽本線→バス・宇部線	57.0%	57.0%	75.0%	78.0%	100%
JR宇部駅の乗降者数	3,566人/日	2,965人/日	2,962人/日	12月頃確定	3,500人/日

## 西宇部地区コミュニティタクシーの変更

## 1 変更理由、変更内容、変更時期

西宇部地区内の松見町より、コミュニティタクシーの乗入の要望があったことから、運営主体である西宇部地区コミュニティタクシー運営協議会において協議し、「松見町」停留所を新設するとともに、運行ルートおよび運行ダイヤの見直しを、令和5年10月1日から行う。

## 2 運行ルート&lt;一部抜粋&gt;






原地区コミュニティタクシーに使用する  
車両に係る移動円滑化基準の適用除外について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」が定められ、路線定期運行する車両についても、この基準に適合するよう求められていますが、運行の態様等により、この基準に適合し難い理由がある場合には、地域公共交通会議の合意を得ることを条件に、適用除外の認定を受けることができます。

このたび導入する車両は、この自動車の区分に該当するため、本協議会に諮るものです。

○使用車両詳細		
車種	トヨタ ハイエース	
型式	CBA-TRH224W	
全長/全幅/全高	5,380mm/ 1,880mm/ 2,280mm	
定員	10名(運転士含む)	
車両を使用する路線	別紙「ルート図」のとおり	
使用者	住所:宇部市昭和町3丁目12番35号 氏名:宇部第一交通株式会社	
○移動円滑化基準適用除外認定申請について		
適用を除外する移動円滑化基準の条件及び内容	乗降口のスロープ板設置	車椅子使用者の乗降を円滑にする設備を備えること(第37条第2項第2号)
	車椅子スペース	車椅子スペースを1以上設けること(第39条)
	通路の有効幅	乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅は80cm以上とすること(第40条第1項)
	通路の手すり	通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けること(第40条第2項)
	車内用運行情報提供設備	乗合バス車両の運行に関する情報を文字や音声により提供するための設備を備えること(第41条第1項)
	車外用放送設備	車外用放送設備を設けること(第41条第2項)
認定を必要とする理由	原地区コミュニティタクシーは、現在、普通車(5人乗り・運転士含む)での運行を行っています。 この度、運営団体である原コミタク運営協議会の意向により、火・木曜日の運行を普通車(10人乗り)の車両で運行するため。	
車椅子利用者への対応	福祉タクシー等の利用をお願いします。	

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助、  
車両減価償却費等補助）に係る計画認定申請について

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助、車両減価償却費等補助）に係る計画は、デマンドバスやコミュニティタクシー等の運行にあたり、**地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金、車両減価償却費等国庫補助金を活用するために作成する計画で、補助系統の概要及び運送予定者、補助系統に関する定量的な目標等を記載し、毎年度、国の認定を受ける必要があります。**

【宇部市における補助対象路線】

運行事業者	系統名	運行系統（区域）	運行日
宇部市交通局	二俣瀬線	二俣瀬地区、厚東地区の一部、山口市嘉川地区の一部	月～金（祝日、8/15、8/16、12/29～1/3 運休）
船木鉄道㈱	吉部・万倉線	吉部・万倉地区	月～金（祝日、8/14～16、12/31～1/3 運休）
宇部山電タクシー㈱	西宇部線	春日町上～きわなみ内科	①月、火、木、金（祝日除く、12/29～1/3 運休） ②水、日・祝日（12/29～1/3 運休）
宇部山電タクシー㈱	厚南線（上開作（宇部駅））	9班入口～宇部駅	火、金（祝日、12/29～1/3 運休）
宇部山電タクシー㈱	厚南線（上開作（ゆめタウン））	石碑前～ゆめタウン宇部	月、木（祝日、12/29～1/3 運休）
宇部山電タクシー㈱	厚南線（際波台（宇部駅））	南迫池（公園前）～宇部駅	月～金（祝日、12/29～1/3 運休）
宇部山電タクシー㈱	厚南線（大森（宇部駅））	大森団地～宇部駅	水（祝日、12/29～1/3 運休）
宇部山電タクシー㈱	厚南線（大森・旭が丘（ゆめタウン））	大森団地～ゆめタウン宇部	火、土（祝日、12/29～1/3 運休）
宇部第一交通㈱	原線（北上梅田・光陽台）	北上梅田一丁目～ゆめタウン宇部	月、金（祝日、12/29～1/3 運休）
宇部第一交通㈱	原線（第二原）	児童公園前～ゆめタウン宇部	火、木（祝日、12/29～1/3 運休）
宇部第一交通㈱	原線（第一原）	おかむら塾前～ゆめタウン宇部	月、金（祝日、12/29～1/3 運休）
宇部第一交通㈱	原線（新開作）	新開作東下～ゆめタウン宇部	火、木（祝日、12/29～1/3 運休）
宇部市交通局	東部市内循環線（めぐりーな）（恩田・空港・大学病院回り）	宇部新川駅～宇部新川駅	毎日
宇部市交通局	東部市内循環線（めぐりーな）（大学病院・工学部・空港回り）	宇部新川駅～宇部新川駅	毎日
宇部第一交通㈱	桃山線（新川）	二反田～宇部新川駅	月、水、木、金（祝日、12/29～1/3 運休）
宇部第一交通㈱	桃山線（鶉の島）	宇部変電所～宇部新川駅	月、水、木、金（祝日、12/29～1/3 運休）
宇部第一交通㈱	東岐波線（岐波・丸尾・丸尾原（黒崎自治会館））	黒崎自治会館～宇部興産中央病院	火、金（祝日、12/29～1/3 運休）
宇部第一交通㈱	東岐波線（岐波・丸尾・丸尾原（トライアル））	トライアル～宇部興産中央病院	火、金（祝日、12/29～1/3 運休）
宇部第一交通㈱	東岐波線（日の山・花北大）	日の山自治会館～トライアル	火、金（祝日、12/29～1/3 運休）
宇部山電タクシー㈱	藤山線	旧浜田バス停跡地～アルク南浜店	火、木（祝日、12/29～1/3 運休）
宇部市交通局	市街地循環線	宇部新川駅～宇部新川駅	月～金（祝日、8/15、8/16、12/30～1/3 運休）

※車両減価償却費等補助を活用するのは、市街地循環線のみ

## 長門市・美祢市山口宇部空港直通便運行計画

## 1 運行ダイヤ 1日2回運行(出便:2便、戻り便:2便)

	出便		戻り便	
山口宇部空港	10:00 頃	15:00 頃	センザキッチン	12:00 頃 16:45 頃
秋芳洞	10:50 頃	15:50 頃	長門市駅	12:10 頃 16:55 頃
長門湯本温泉	11:20 頃	16:20 頃	長門市役所前	12:15 頃 17:00 頃
長門市役所前	11:30 頃	16:30 頃	長門湯本温泉	12:25 頃 17:10 頃
長門市駅	11:35 頃	16:35 頃	秋芳洞	12:55 頃 17:40 頃
センザキッチン	11:45 頃	16:45 頃	山口宇部空港	13:45 頃 18:30 頃



2 運行日数 週4日運行(金曜日～月曜日)

3 車 両 普通車両(旅客 10 人乗り)

4 運行期間 令和5年8月1日 ~ 令和6年1月 31 日

## 「スマート空港タクシー」に係る協議事項について

## 1. 概要など

湯田温泉から概ね10km圏内の区域から、山口宇部空港間の移送について、AI乗合タクシーのシステムを活用し、複数の予約があった場合でも、最適なルートを設定し、乗り合わせることが可能なデマンド方式の運行を行うもの。

**新山口駅周辺が、新たに対象区域に。**

区域運行（路線を定めず、概ね設定された時刻の範囲内で、予約のあった箇所を結んで運行するもの）

## 2. 運賃（閑散時間帯割引を設定）

## ① 湯田温泉発

便	旧		新	
	時間帯	運賃	時間帯	運賃
1便	5時20分	4,000円	5時20分	6,000円
2便	7時20分	4,000円	7時20分	6,000円
3便	7時40分	4,000円	7時45分	6,000円
4便	10時15分	5,000円	10時15分	6,000円
5便	12時20分	5,000円	12時15分	5,000円
6便	12時55分	5,000円	13時00分	5,000円
7便	15時25分	3,500円	15時25分	5,000円
8便	16時45分	3,500円	16時40分	5,000円
9便	17時45分	3,500円	17時45分	5,000円

## ② 山口宇部空港発

便	旧		新	
	時間帯	運賃	時間帯	運賃
1便	9時15分	5,000円	9時15分	6,000円
2便	9時40分	5,000円	9時35分	6,000円
3便	12時00分	5,000円	12時10分	6,000円
4便	14時15分	3,500円	14時05分	5,000円
5便	14時50分	3,500円	14時50分	5,000円
6便	17時15分	3,500円	17時20分	5,000円
7便	18時40分	4,000円	18時30分	5,000円
8便	19時35分	4,000円	19時35分	5,000円
9便	21時15分	4,000円	21時05分	5,000円

宇部市公共交通協議会 令和4年度収支決算書

資料7

【収入】

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (B) - (A)	摘要
負担金	1,500,000	1,491,165	▲8,835	
負担金	1,500,000	1,491,165	▲8,835	宇部市公共交通協議会負担金（市→協議会） 宇部市路線バス運転士採用サイト制作（1,431,430円） バスすごろくUBE実施（59,735円）
収入合計	1,500,000	1,491,165	▲8,835	

【支出】

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (B) - (A)	摘要
事業費	1,500,000	1,491,165	▲8,835	
委託料	1,500,000	1,430,880	▲69,120	宇部市路線バス運転士採用サイト制作
負担金	0	59,735	59,735	バスすごろくUBE実施
手数料	0	550	550	振込手数料
支出合計	1,500,000	1,491,165	▲8,835	

	予算額	決算額
収入合計	1,500,000	1,491,165
支出合計	1,500,000	1,491,165
収入合計-支出合計	0	0

## 宇部市公共交通協議会 令和5年度事業計画及び収支予算書(案)

## &lt;事業計画&gt;

- 1 バス・タクシー運転士体験会&就業説明フェアの開催
- 2 公共交通利用促進イベント(大学生による企画)の共催

## &lt;収支予算&gt;

## 【収入】

(単位：円)

科目	予算額	摘要
負担金	500,000	
負担金	500,000	宇部市公共交通協議会負担金(市→協議会)
補助金	18,977,000	
補助金	18,977,000	地域内フィーダー系統補助金(国→協議会)
収入合計	19,477,000	

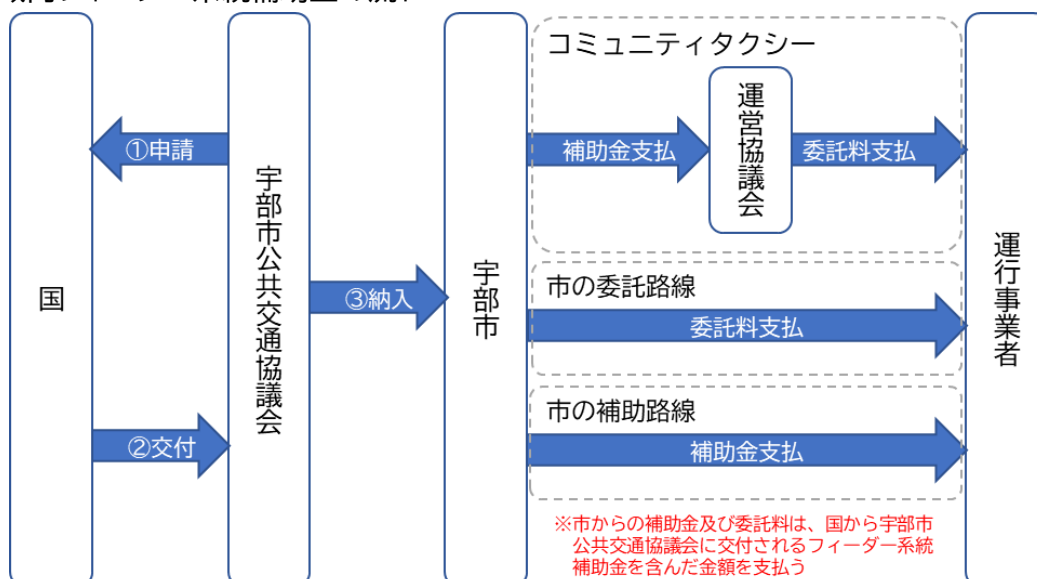
## 【支出】

(単位：円)

科目	予算額	摘要
事業費	19,477,000	
負担金	500,000	バス・タクシー運転士体験会&就業説明フェア開催など
	18,977,000	地域内フィーダー系統補助金(協議会→市)
支出合計	19,477,000	

収入合計－支出合計	0
-----------	---

## 【参考】地域内フィーダー系統補助金の流れ



## 宇部市成長産業推進協議会の取組報告

成長産業創出課

### ■令和5年度事業概要

- 大学等の研究開発シーズを活用した起業や事業化に向けた取組に対する支援
- 起業・創業、研究開発・事業化等に対する補助制度の運用
- 新たなビジネス創出に向けた実証事業等の支援(ときわ公園チャレンジ等)

### ■成長産業創出事業費補助制度の概要と支援状況

		スタートアップ	イノベーション	パイロット
創業支援金		1,000 千円	—	—
補助金	補助率	2/3	10/10(起業等) 1/2(既存企業)	10/10(ときチャレ等) 2/3(市内企業)
	上限額	9,000 千円	7,500 千円	1,000 千円
	期間	原則1年間		

#### 【スタートアップ・プロジェクト】

事業者	事業内容
(株)New Space Intelligence	衛星データパイプラインを用いたサービス開発および海外展開
(株)スペース・バイオ・ラボラトリーズ	脳梗塞の再生医療とリハビリテーションの統合に向けた体制構築

#### 【イノベーション・プロジェクト】 ※県補助金への採択状況

分野	新規	事業者	事業内容
医療	○	(株)スペース・バイオ・ラボラトリーズ	医学的根拠に基づいた遠隔リハビリサービス創出のための基盤技術開発
		UBE(株)	血液脳関門モデル kit の自動化生産システムの開発
	○	(株)第一技研	看護分野における教育用 XR コンテンツの開発
		(株)ヤナギヤ	同種細胞シート製造工程の確立に向けた無菌医薬品包装パッキング装置の開発
	○	(株)医療福祉工学研究所	遠隔画像診断事業における人口知能の活用
	○	(株)義歯工房	分割式義歯床アタッチメント開発

分野		事業者	事業内容
環エネ		(有)梶谷工業	竹を配合した高品位半炭化ペレットの開発及び実用化
次世代技術 (宇宙・DX)		(株)New Space Intelligence	衛星データパイプライン開発とインフラ監視事業の創出
		エコマス(株)	みちびきを活用した重機土工現場における安全・操業管理システムの開発
	○	(株)Celestiale	対話型 AI によるインタラクティブなマーケティングツールの開発
		(株)ユーティス	AI 解析・IoT クラウド集積による打音・超音波検査装置の開発と点検インフラのデータマッピング技術の開発および劣化情報の AI 解析

### 【パイロット・プロジェクト】

事業者名	事業テーマ
宇部興機(株)	ときわ公園まるごとデータ化
LOOVIC(株)	空間認知を解決するための“Voice Landmark”
(一社)One Smile Foundation	AI 笑顔検知寄付による ときわ公園のウェルビーイング度可視化と向上事業

### ■スタートアップ・プロジェクトの始動

「再生医療と最先端リハビリテーションの統合による革新的医療プロジェクト」

関係機関	役割
スペース・バイオ・ラボラトリーズ	細胞培養技術の研究、リハビリテーションの指導とその技術の確立
山口大学	細胞培養技術の研究と移植の実施
和同会	リハビリテーションの実施とその技術の確立
UBE	細胞培養技術の共同研究
市・県	補助金等による支援



R5. 6. 13 合同記者会見




## ■認定プロジェクトの進捗状況

**◎認定プロジェクト：「血液脳関門モデルキットの開発」**

ヒトの脳内に不要な物質を入れないためのバリア機能を有する血液脳関門について、治療薬候補である化合物がその関門を通過できるかどうかを評価するモデルキットの開発。脳に関連する新規治療薬の開発プロセスを劇的に効率化することが期待されている。

**【これまでの成果】**

- ◎経済産業省主催ピッチコンテスト  
「ジャパン・ヘルスケアビジネスコンテスト」(略称:JHeC)において、優秀賞を受賞
- ◎国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)  
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム「START」に採択



◎引き続き、起業に向けたハンズオン支援を実施中

## ■その他の取組

○首都圏展示会への出展（県と共同出展）

- ・展示会名：再生医療EXPO（東京）  
※3万人近い関係者が集まる全国規模の展示会
- ・日程：令和5年7月5日（水）～7日（金）
- ・内容：宇部市：ヒト血液脳関門モデルキット、自己完結型肝硬変再生療法、医工獣産学連携による医療技術・機器開発センター、遠隔及び隔離環境における高度医療提供プラットフォームの開発  
県：インキュベーター一体型幹細胞培養装置、細胞組織凍結保存装置

○デジタル技術の活用促進と人材育成

「デジタル技術を活用した産業振興と人材育成に向けた連携と協働に関する協定」を締結

関係機関	役割
アフラック	メタバースプラットフォームの提供
NTT データ	メタバースプラットフォーム活用支援、ソリューション提供等
ゼネラ エイム	メタバースプラットフォーム整備や活用支援、イベント企画、人材育成
市	メタバースプラットフォーム活用推進、人材育成支援



R5. 5. 31 連携協定締結式